

◆活動体制を速やかに確立するために

第1節 災害対策本部の組織・運営

《計画の方針》

台風や豪雨などによる災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。

従って、適切な災害応急活動を実施するに当たり、役割分担を明確にするとともに、その初動体制及び事務分掌を定める。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害派生の恐れがある場合	職員の動員、災害警戒対策室の設置、 災害警戒対策部への移行
	災害対策本部の設置、現地災害対策本部の 設置
風水害等による被害発生	災害対策本部会議の開催
	関係機関へ防災会議への出動を要請
	災害救助法の適用
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	本部組織の見直し再編
〃 1週間以内	
〃 1カ月以内	激甚法、災害指定を受けた復旧事業の実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急活動体制の基本事項	各班	市民、事業所、ボランティア等
2 災害対策本部等の設置・廃止基準	防災対策班、各班	国、県、各機関
3 災害対策本部の組織・運営	防災対策班、各班	各機関
4 動員体制	各班	
5 職員の動員・参集	各班	
6 防災関係機関の活動体制	防災対策班	各機関

1 応急活動体制の基本事項

(1) 応急活動の基本

① 応急活動の種類

災害応急対策は、次の5種の活動からなる。

- ア 人命救助活動
- イ 消火活動
- ウ 情報活動
- エ 救急医療活動
- オ 避難活動

② 人命優先主義

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。このため、人命救助を優先する。

③ 消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

④ 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る。自らの地域は自らで守る」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い、協力する。

⑤ 情報活動

大規模災害が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の対策の成否を左右すると言っても過言ではない。このため、ただちに情報伝達体制を確保し、市各部所、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

(2) 総合的な応急対策

① 防災関係機関の相互連携

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、通常の消防力、医療能力などの能力をはるかに超えるニーズに対応する必要がある。

そのため、近接自治体との相互応援連携が必要であり、早期の連絡及び受け入れ体制の確立に努める。

② 市民、事業所及びボランティア等との相互連携

大規模災害に対しては、市及び防災関係機関が協力し連携しても、一定の限界がある。このような場合、発災直後の初期消火や救助救出を始め、市民、事業所及びボランティア等の防災活動が、その後の被害を軽減するのに大きな力を発揮する。

こうした点を踏まえ、市民、事業所及びボランティア等の協力を広く求め、市との連携協力により災害応急対策を展開する。

③ 複合災害への対応

複合災害が発生した場合は、マニュアルどおりに運ぶとは限らない。その

ため、災害対応に当たる要員や資機材等が十分でない可能性があることに留意し、これらの投入時期を判断して、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

2 災害対策本部等の設置・廃止基準

市は、大規模災害が発生した場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。

このため、市は災害警戒対策室、災害警戒対策部または災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

名称	災害対策本部	災害警戒対策部	災害警戒対策室
設置場所	市役所第2会議室 〔市役所が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター	市役所第1会議室 または第2会議室 〔市庁舎が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター	危機管理課 〔市庁舎が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター
設置基準	1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または拡大する恐れがあり、市長の指示があった場合 2 災害救助法が適用する程度の災害が発生した場合 3 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他市長が必要と認めた場合	1 相当規模の災害が発生し、または拡大する恐れがあり、総務部長の指示があった場合 2 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他総務部長が必要と認めた場合	1 暴風、大雨、洪水、大雪その他の警報が発表され、危機管理課長が防災対策上必要と認めた場合 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合
構成員	(第3動員) 本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 各部長、 比内・田代総合支所長、 財政課長	(第2動員) 部長 総務部長 部員 各部長、 比内・田代総合支所長、 財政課長	(第1動員) 室長 危機管理課長 室員 指名職員

■表3-1-1 大館市災害対策本部等設置基準早見表

(1) 大館市災害対策本部

① 災害対策本部の設置

災害対策本部は、「災害対策基本法第23条の2第1項」の規定に基づき、

市域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、「大館市災害対策本部条例」に従って設置する。本部を設置したときは、市庁舎等に「大館市災害対策本部」の標識等を掲げる。

◆大館市災害対策本部条例

(資料 1 - 3)

② 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として、市役所第 2 会議室とする。

③ 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大する恐れがある場合、または災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合、もしくは特別警報が発表され災害対策上必要と認めたときに、市長の指示により設置する。

④ 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、災害対策本部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大する恐れが無いと認められるときは、事後の体制を定めたうえで災害対策本部を廃止する。

⑤ 設置及び廃止の周知

危機管理課長は、本部を設置または廃止したときは、速やかに次により周知及び公表する。

連絡担当部	報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
総務部	市各部局	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、FAX、職員用掲示板システム、職員用メール、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察	秋田県総合防災情報システム、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、その他迅速な方法
	市民	緊急情報メール、ホームページ、ツイッター、報道機関に依頼、その他迅速な方法
	報道機関	電話、口頭、文書
各部局	市出先機関	防災行政無線、電話、口頭、FAX、職員用掲示板システム、その他迅速な方法

■表 3 - 1 - 2 周知または公表の方法

⑥ 現地災害対策本部の設置

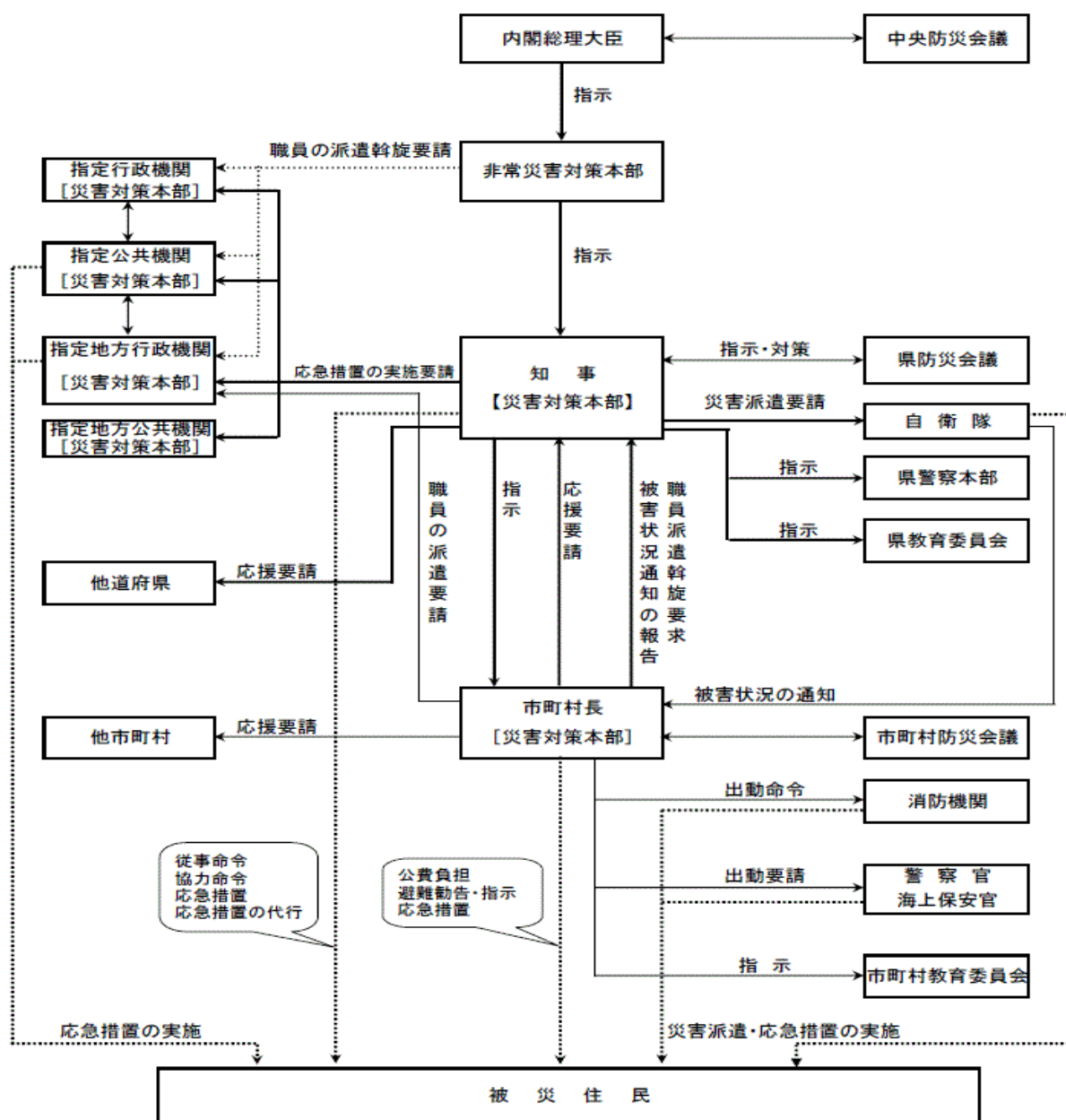
ア 災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

イ 現地災害対策本部長及び同本部員等については、災害対策本部長が指名する者を充てる。

ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

⑦ 国、県災害対策本部との連携

市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部及び災害対策支部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市、県、国を含む総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図る。



■ 図 3 - 1 - 1 総合防災体制図

(2) 大館市災害警戒対策部

① 災害警戒対策部の設置

災害警戒対策部は、本市の地域において、相当規模の災害が発生し、また

は拡大する恐れがある場合、もしくは特別警報が発表され災害対策上必要と認めたときに、総務部長の指示により設置する。

② 設置場所

災害警戒対策部の設置場所は、原則として、市役所第1会議室または第2会議室とする。

③ 組織及び運営

ア 災害警戒対策部は、各部長、比内・田代総合支所長及び財政課長で構成する。

イ 各部局の第1、第2動員の職員は、所属の事務分掌に基づき行動する。

ウ 情報収集及び応急対策等のための事務局を危機管理課に置く。

④ 所掌事務

災害警戒対策部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害情報の収集等

イ 防災関係機関との連絡調整

ウ 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策

エ その他市長からの特命事項

⑤ 災害警戒対策部の廃止

総務部長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、または災害対策本部が設置となったときは、災害警戒対策部を廃止する。廃止の通知は災害対策本部と同様とする。

(3) 大館市災害警戒対策室

① 災害警戒対策室の設置

災害警戒対策室は、本市の地域に暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合等に、危機管理課長の指示により設置する。

② 設置場所

災害警戒対策室の設置場所は、総務部危機管理課とする。

③ 組織及び運営

ア 災害警戒対策室は、危機管理課職員とあらかじめ定められた総務部の職員で構成する。

イ 各部局の第1動員の職員は、所属の事務分掌に基づき行動する。

④ 所掌事務

災害警戒対策室の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害情報の収集等

イ 防災関係機関との連絡調整

ウ 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策

エ その他市長からの特命事項

⑤ 災害警戒対策室の廃止

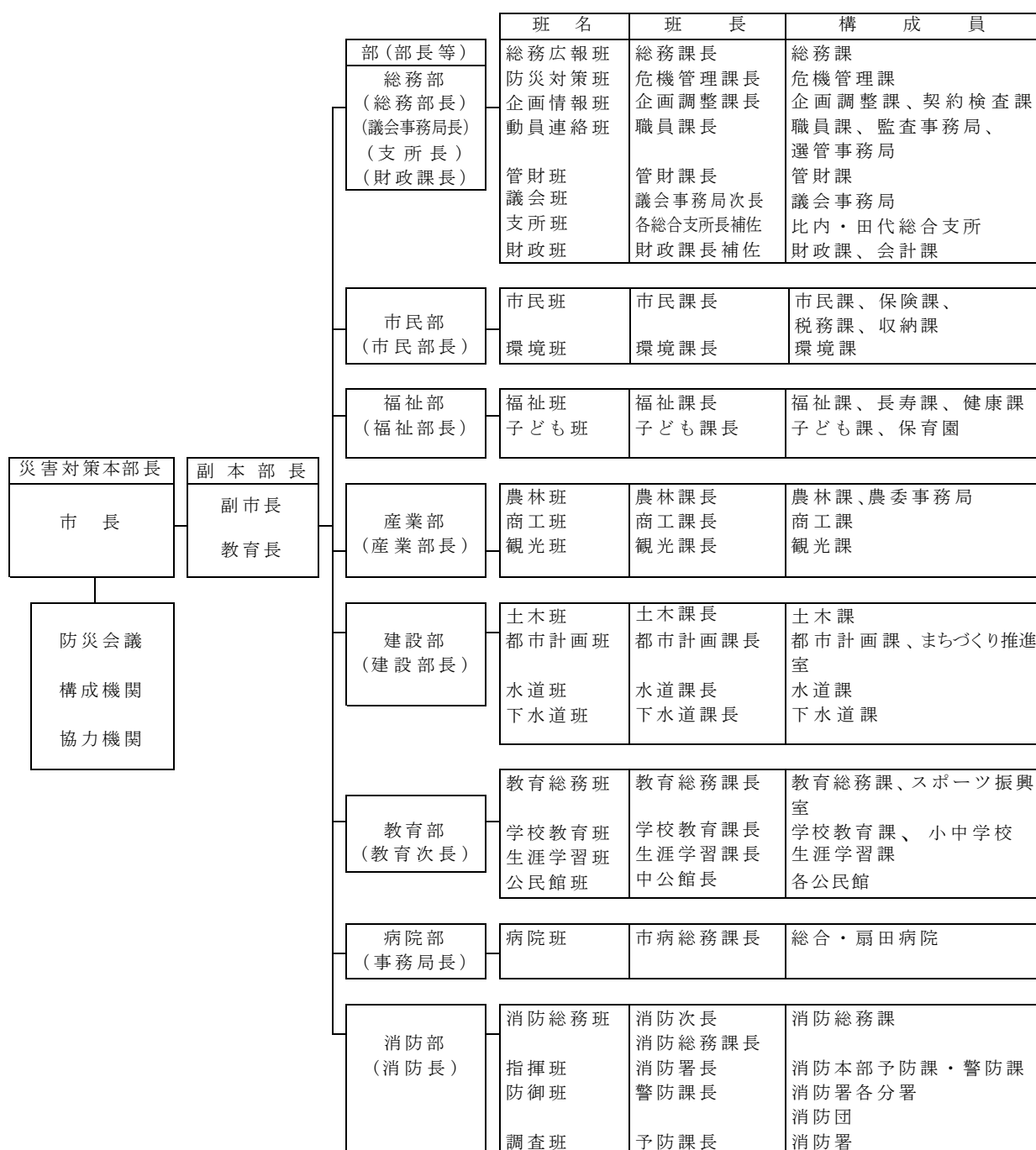
危機管理課長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断

したときや、災害警戒対策部または災害対策本部が設置となったときは、災害警戒対策室を廃止する。

3 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部組織図

災害対策本部は本部長を市長、また、副本部長を副市長及び教育長とし、本部には部を設け、各部長が本部員を構成する。



■ 図 3 - 1 - 2 災害対策本部組織図

(2) 災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置は、市長が決定する。市長に事故があるとき、または欠けたときは、副市長が決定する。副市長にも事故があるとき、または欠けたときは教育長が決定する。副市長及び教育長にも事故があるとき、または欠けたときは、総務部長が決定する。

市長への被害情報等の連絡は、次により行う。

決定者	代決者		
	1	2	3
市長	副市長	教育長	総務部長

■表 3 - 1 - 3 災害対策本部設置の決定者

市長への報告者	代行者	
	1	2
総務部長	消防長	危機管理課長

■表 3 - 1 - 4 市長への報告者

(3) 運営

① 本部の運営

本部における各班の事務分担及び運営等については、次の(4)各部の事務分掌による。

なお、本部長に事故等があるときは、次の順により、その職務を代理する。

本部長	代理者		
	副本部長		
	1	2	3
市長	副市長	教育長	総務部長

■表 3 - 1 - 5 本部長の職務代理者

② 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

③ 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置を取る。

④ 関係者以外の立ち入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立ち入りを制限する。

(4) 各部の事務分掌

本部に置く部の事務分掌については、次のように定める。ただし、特例として本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

※は班長を表す

部	班	課	業 務 内 容
総務部	総務広報班 ※総務課長	総務課	1 本部長及び副本部長との連絡に関する事 2 各部、協力関係機関及び町内会との連絡調整に関する事 3 車両の確保及び配車に関する事 4 輸送協力機関への協力要請に関する事 5 避難者及び負傷者の輸送に関する事 6 その他輸送全般に関する事 7 殉職者に対する慰霊措置に関する事 8 災害見舞者の応接に関する事 9 報道関係機関への連絡等に関する事 10 市民への情報発信に関する事 11 災害記録写真に関する事 12 その他広報全般に関する事 13 その他、他の部に属しない事項に関する事
	防災対策班 ※危機管理課長	危機管理課	1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集、総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 県等への報告・連絡に関する事 6 災害の公示及び災害報告に関する事 7 被害情報の取りまとめ、災害記録に関する事 8 自衛隊の派遣要請要求に関する事 9 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関する事 10 防災行政無線の確保に関する事 11 備蓄物資の供給に関する事 12 生活必需品の調達に関する事 13 火災を除く災害証明に関する事 14 現地災害対策本部の開設に関する事 15 電気関係機関及び業者との協力要請に関する事
	企画情報班 ※企画調整課長	企画調整課 契約検査課	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事 5 避難所及び収容者の把握及び広報に関する事 6 緊急医療機関の指定及び連絡に関する事 7 救護所設置について県との連絡に関する事 8 ボランティアの受け入れに関する事 9 救援物資の受付、保管及び配分に関する事 10 応急物資の購入、保管及び出納に関する事 11 その他情報対策全般に関する事

部	班	課	業 務 内 容
総務部	動員連絡班 ※職員課長	職員課 監査事務局 選管事務局	1 職員の動員に関する事 2 職員等の派遣要請及びあっせんに関する事 3 職員の被害調査に関する事 4 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事
	管財班 ※管財課長	管財課	1 市庁舎等総務部所管の被害調査及び応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査及び応急対策に関する事
	議会班 ※議会事務局 次長	議会事務局	1 市議会との連絡に関する事 2 総務部に属する各事務の協力に関する事
	支所班 ※各総合支所 長補佐	比内総合支所 田代総合支所	1 比内・田代地域の被災状況調査、情報収集、記録、報告及び広報に関する事 2 総務部及び他の部に属する各事務の協力に関する事
	財政班 ※財政課長 補佐	財政課 会計課	1 災害に伴う予算経理に関する事 2 義援金の受納に関する事 3 補助及び金融に関する事 4 市税の徴収猶予及び減免措置に係る指導に関する事 5 その他財政全般に関する事
市民部	市民班 ※市民課長	市民課 保険課 税務課 収納課	1 市民班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難所の開設、運営に関する事（公民館班も対応。必要に応じ全庁で対応） 3 避難者名簿の作成に関する事 4 食糧品及び生活必需品の調達に関する事 5 避難者及び負傷者の輸送に関する事 6 遺体の収容及び埋火葬並びに慰霊に関する事 7 生活相談に関する事 8 防犯に関する事 9 税の徴収猶予及び減免措置に関する事 10 り災証明発行補助に関する事 11 その他救助全般に関する事
	環境班 ※環境課長	環境課	1 環境班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 ごみ、し尿の処理処分に関する事 3 トイレ利用の確保に関する事 4 清掃用車両及び作業者の確保に関する事 5 消毒に関する事 6 消毒資機材及び薬品の調達に関する事 7 その他清掃全般に関する事
福祉部	福祉班 ※福祉課長	福祉課 長寿課 健康課	1 福祉班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 福祉施設に係る被害調査に関する事 3 見舞金の配布に関する事 4 奉仕団体の派遣に関する事 5 日赤等が行う炊き出しに関する事 6 災害ボランティアの受け入れに関する事 7 避難行動要支援者の避難支援に関する事 8 避難行動要支援者の避難所生活に関する事 9 要支援世帯のり災援護に関する事 10 義援金等の配分に関する事 11 その他福祉全般に関する事 12 医療救護の応援要請に関する事 13 防疫に関する事 14 救護所の設置に関する事

部	班	課	業 務 内 容
福 祉 部			15 防疫資機材及び薬品の調達に関する事 16 医師会との連絡調整に関する事 17 避難者（避難所外避難者含む）の身体及び心のケアに関する事 18 その他保健衛生に関する事
	子ども班 ※子ども課長	子ども課 保育園	1 子ども班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 児童福祉施設の被害調査に関する事 3 園児の避難及び救護に関する事
	農林班 ※農林課長	農林課 農業委員会	1 農林班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 農林業に係る被害調査に関する事 3 農作物の被害防止及び病虫害の防除に関する事 4 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事 5 農作物及び森林の被害調査並びに応急対策に関する事 6 農薬、肥料の確保及び配分に関する事 7 家畜伝染病の予防及び施設等の復旧に関する事 8 死亡獣畜処理の相談に関する事 9 家畜飼料の調達、配分に関する事 10 林産物及び復旧用木材のあっせんに関する事 11 農林畜産関係の資金融資等に関する事 12 農林業に係るり災証明に関する事 13 その他農林全般に関する事
産 業 部	商工班 ※商工課長	商工課	1 商工班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 商工関係業者の被害調査に関する事 3 物資の流通及び物価の安定対策に関する事 4 被災失業者の職業相談に関する事 5 被災中小企業者に対する金融措置に関する事 6 その他商工全般に関する事
	観光班 ※観光課長	観光課	1 観光班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難者の入浴サービスの提供に関する事 3 その他観光物産関係全般に関する事
建 設 部	土木班	土木課	1 土木班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路などの障害物の除去に関する事 3 道路、橋、堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 4 通行不能箇所等の表示に関する事 5 河川の被害調査及び復旧に関する事 6 河川の漂流物の除去に関する事 7 各道路管理者との連絡調整に関する事 8 その他土木全般に関する事
	都市計画班 ※都市計画課長	都市計画課 まちづくり推進室	1 都市計画班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 市有建築物及び施設、設備の応急対策に関する事 3 建築物等の応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の建設工事及び被災住宅の応急修理工事に関する事 5 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事 6 公園施設に係る被害調査及び応急対策に関する事 7 住宅建設の融資あっせんに関する事 8 都市交通に係る被害調査及び応急対策に関する事

部	班	課	業 務 内 容
建設部			9 その他都市計画、建築全般に関する事
	水道班 ※水道課長	水道課	1 水道班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被害情報の収集、記録、報告及び広報に関する事 3 関係機関への応援要請及び受け入れに関する事 4 車両及び無線の調達に関する事 5 応急給水に関する事 6 断水の巡回広報に関する事 7 市民の相談対応に関する事 8 災害に伴う水道料金の減免に関する事 9 被害状況の集約に関する事 10 配水調整に関する事 11 水質検査に関する事 12 その他水道全般に関する事
	下水道班 ※下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 合併処理浄化槽の被害調査及び応急復旧に関する事 4 市民の相談対応に関する事 5 その他下水道全般に関する事
教育部	教育総務班 ※教育総務課長	教育総務課 スポーツ振興室	1 教育及び学校施設の被害調査並びに応急対策に関する事 2 社会教育、体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 学校施設に対する集団避難の受入対策に関する事 4 臨時校舎の開設に関する事 5 その他教育及び社会教育全般に関する事
	学校教育班 ※学校教育課長	学校教育課 小中学校	1 児童生徒の避難及び救護に関する事 2 保健衛生及び学校給食保全措置に関する事 3 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関する事 4 児童生徒の心のケアに関する事
	生涯学習班 ※生涯学習課長	生涯学習課	1 文化財等の被害調査及び保全対策に関する事 2 文化施設に係る被害調査及び応急対策に関する事
	公民館班 ※中央公民館長	各公民館	1 公民館施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難所の開設、運営に関する事（市民班も対応。必要に応じ全庁で対応）
病院部	病院班 ※市病総務課長	総合病院 扇田病院	1 現地医療救護班の編成に関する事 2 協力医療機関との連絡調整に関する事 3 傷病者の医療措置に関する事 4 医療器具及び医療品の調達に関する事 5 検疫に関する事 6 遺体の検視に関する事 7 その他医療全般に関する事
消防部	消防総務班 ※消防次長 ※消防総務課長（次長が兼務の場合）	消防総務課	1 部内の被害調査の集計及び報告に関する事 2 消防協力者の災害補償に関する事 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事 4 消防職員、団員の配食に関する事 5 関係機関との連絡に関する事
	指揮班 ※消防署長	消防本部 予防課・ 警防課	1 消防職・団員の動員に関する事 2 消防部隊の指揮、運用に関する事 3 災害現場の連絡調整に関する事

部	班	課	業 務 内 容
消防部			4 災害情報の収集に関すること 5 警防資機材の調達に関すること 6 消防応援要請に関すること 7 通信に関すること 8 災害情報及び気象予警報の収集、伝達に関すること 9 その他指揮全般に関すること
	防御班 ※警防課長	消防署各分 署 消防団	1 災害の防御及び警戒に関すること 2 避難勧告、指示及び誘導に関すること 3 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 4 警戒区域の設定に関すること 5 その他警防活動全般に関すること
	調査班 ※予防課長	消防署	1 被害調査に関すること 2 火災原因及び損害に関すること 3 火災に係る証明の発行に関すること 4 その他予防全般に関すること （なお、消防部は災害の程度や必要に応じ、事務分掌に関わらず部全体で災害対応する。）

■表 3 - 1 - 6 大館市災害対策本部の事務分掌

（５）災害対策本部会議の開催

① 本部員の招集

本部長が、必要と認めるとき招集する。

② 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

ア 災害救助法の実施に関すること

イ 本部の活動体制に関すること

ウ 被害状況視察隊の編成に関すること

エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること

オ 他市町村に対する応援要請の要求に関すること

カ 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること

キ 災害広報に関すること

ク 県、国に対する要望に関すること

ケ 見舞金の給付に関すること

コ 災害対策本部の廃止に関すること

サ その他重要な事項に関すること

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他の必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は危機管理課が担当する。

（６）県との連携

県との間では、平常時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎

通を図っておくとともに、災害時には、県から市災害対策本部会議に連絡員を派遣することになっている。また、県総合防災情報システム等により被害情報及び対策活動情報の共有を行う。

4 動員体制

市域で災害が発生した場合、ただちに次の動員体制を取り、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

(1) 動員基準

市は、気象警報、災害の状況等に応じて次の第1動員から第3動員までの職員の動員体制を敷く。ただし、特に必要と認めるときは、基準と異なる動員体制を敷くことができる。

体制	災害対策本部設置	災害警戒対策部設置	災害警戒対策室設置
種別	第3動員	第2動員	第1動員
動員基準	1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または拡大する恐れがあり、市長の指示があった場合 2 災害救助法が適用する程度の災害が発生した場合 3 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他市長が必要と認めた場合	1 相当規模の災害が発生し、または拡大する恐れがあり、総務部長の指示があった場合 2 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他総務部長が必要と認めた場合	1 暴風、大雨、洪水、大雪その他の警報が発表され、危機管理課長が防災対策上必要と認めた場合 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合
体制	1 突発的災害等に対する応急措置を取り、救助活動及び情報収集、広報活動などが円滑に実施できる体制とする。 2 全庁を挙げて全力で対処する体制とする。	1 第1動員体制を強化するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	1 災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。
動員者	全職員	指定職員 (■④動員基準表に定める職員)	指定職員 (■④動員基準表に定める職員)

■表3-1-7 動員体制・動員基準早見表

① 第1動員（災害警戒対策室）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 暴風、大雨、洪水、大雪その他の警報が発表され、危機管理課長が防災対策上必要と認めた場合 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合
体制	1 災害警戒対策室の設置 2 災害応急活動・情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制とする。
時間外の招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により、市長が認め対策室を設置した場合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	指定職員（■④動員基準表に定める職員）
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 防災関係機関との連絡調整 3 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 4 災害警戒対策部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項
災害警戒対策部への移行手順	災害警戒対策室長（危機管理課長）は、総合的判断に基づき災害警戒対策部の設置が必要と認めるときは、総務部長の指示を受ける。

② 第2動員（災害警戒対策部）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 相当規模の災害が発生し、または拡大する恐れがあり、総務部長の指示があった場合 2 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他総務部長が必要と認めた場合
体制	1 災害警戒対策部の設置 2 第1動員体制を強化するとともに、局地的災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
時間外の招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により、市長が認め対策部を設置した場

	合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	指定職員（■④動員基準表に定める職員）
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 防災関係機関との連絡調整 3 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 4 災害対策本部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項
災害対策本部への移行手順	災害警戒対策部長（総務部長）は、総合的判断に基づき災害対策本部の設置が必要と認めるときは、市長の指示を受ける。

③ 第3動員（災害対策本部）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または拡大する恐れがあり、市長の指示があった場合 2 災害救助法が適用する程度の災害が発生した場合 3 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他市長が必要と認めた場合
体制	1 災害対策本部の設置 2 突発的災害等に対する応急措置を取り、救助活動及び情報収集、広報活動などが円滑に実施できる体制とする。
時間外の招集方法	1 全職員は、あらゆる手段を行使して自主登庁する。 2 その他の状況により、市長が認め対策本部を設置した場合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	全職員
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動 4 避難対策 5 広報活動等 6 その他市長からの特命事項

④ 動員基準表（平成26年4月1日現在）

[illegible]

比内総合支所 ・総務係、市民生活係 ・産業振興係	係長以上職員 〃	3 1	支所長以下全職員 補佐以下全職員	9 3	職員
田代総合支所 ・市民生活係 ・産業振興係、建設係	係長以上職員 〃	3 2	支所長以下全職員 補佐以下全職員	8 4	
会計課	課長	1	係長以上職員	3	
議会事務局	事務局次長	1	事務局長 係長以上職員	1 3	
監査委員	事務局長	1	係長以上職員	3	
選挙管理委員会	〃	1	〃	2	
農業委員会	〃	1	〃	3	
教育委員会 ・教育総務課 スポーツ振興室 ・学校教育課 ・生涯学習課 中央公民館 比内・田代公民館 郷土博物館	係長以上職員 室長 係長以上職員 課長	4 1 6 1	教育次長 課長以下全職員 係長以上職員 課長以下全職員 係長以上職員 〃 係長以下全職員 補佐以下全職員	1 9 2 1 1 4 2 4 5	
市立総合病院 ・診療局 ・看護部 ・事務局	正副診療局長 副看護部長 各課長	5 3 3	事務局長 正副診療局長以上（ 院長・副院長含む） 正副看護部長 各課係長以上職員	1 9 4 1 3	
市立扇田病院 ・診療局 ・看護部 ・事務局	診療局長 副看護部長 事務長	1 1 1	診療局長以上（院長 ・副院長含む） 正副看護部長 係長以上職員	3 2 3	
消防本部（署）	次長、署長、副署長、課長	4	消防長以下全職員	1 1 9	
計（人）		1 1 5		5 1 5	1, 2 8 6

※第1動員時に課長が不在の場合、課長に代わって参集する職員を事前に各課で定めておくこと。なお、人数には育休・病休等、派遣職員は含まない。

（２）特に必要と認めるときの動員体制の決定

総務部長は、危機管理課長の報告をもとに、必要があると認めるときは、市長に具申し、市長が動員体制を決定する。総務部長が不在かつ連絡不能の場合は総務課長が代行する。

なお、動員決定代理者は、次のとおりとする。

	決定者	代決者		
		1	2	3
第1動員 第2動員 第3動員	市長	副市長	教育長	総務部長

■表3-1-8 動員体制の決定者・代決者

5 職員の動員・参集

災害対策本部を設置した場合、総務部長は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、必要な職員の配備をただちに行う。市職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

(1) 職員招集の伝達手段

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として自主登庁とし、必要に応じて危機管理課長の指示により電話等を用いて職員を招集する。

なお、大規模な災害時には、職員自身が被災することもあるため、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

① 勤務時間中における配備の伝達

ア 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

■庁内放送文（例）

市長の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す）
〇〇〇のため、市内に被害が発生した模様である。
〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、地域防災計画に従い、ただちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。
以上繰り返します。

イ 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理課長は、課員等の使送により、各部長等に動員の伝達をする。

各部長等は各課長等に、また、各課長等は各課員に伝達する。

② 自主登庁以外の勤務時間外における動員の伝達

ア 電話による伝達

職員課長は、電話等を用い各部長等に伝達をする。

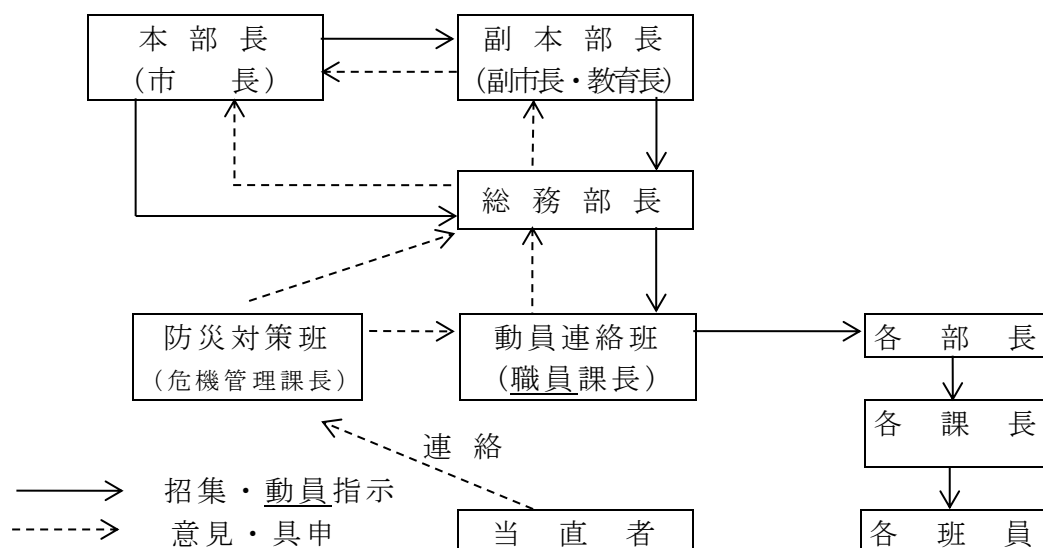
各部長等は各課長等に、各課長等はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常時用連絡系統により電話等を用いて動員の伝達をする。

イ 緊急時職員参集メールによる伝達

緊急時情報一斉配信システムにより、職員に対し動員の伝達をする。

ウ ラジオ・テレビによる伝達

上記の伝達ができない場合、市長は、県を通じ県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に動員に関する放送を要請する。職員は、災害発生後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するように努める。



■ 図 3 - 1 - 3 時間外の招集伝達系統図

③ 動員状況の報告

各部長等は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務部長に報告する。また、総務部長は市長に報告する。

<報告事項>

- 1 部・班名
- 2 動員連絡済み人員数
- 3 動員連絡不能人員数及び同地域
- 4 登庁人員数
- 5 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- 6 その他

(2) 職員の参集

職員の参集は、非常登庁及び自主登庁並びに電話等の指示による招集により参集する。

① 非常登庁

職員は、市長事務部局職員の服務に関する規程第 17 条等の規定に基づき、庁舎に火災または近火その他非常事態が発生したときは、ただちに登庁して上司の指揮を受けなければならない。

参集不能の状態にあるときは、所属長にその旨連絡するよう努める。

② 自主登庁

職員は、表 3-1-7 の基準に従い、ただちに登庁する。

③ 招集による参集

上記以外の場合において、職員の動員指示があった場合は、当該動員指示に係わる職員は指定された施設、または指定された場所に参集する。

(3) 職員の初期対応及び参集における順守事項

全ての職員は、災害が発生した場合、次の事項を順守するものとし、日ごろから心得ておく。

① 主に勤務時間内における順守事項

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、市名の掲示されていない公用車には標旗を掲げる。

カ 市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

② 主に勤務時間外における順守事項

ア 災害等が発生し、その災害が「動員基準」に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが予測されるときは、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。

イ 動員基準表に基づき参集する。

ウ 登庁においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後ただちに所属長に報告する。

③ 参集時の留意事項

ア 災害により、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

イ 災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

ウ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモし必ず報告する。参集途上において負傷者等要救助者を発見した場合、または救助を求められた場合は、その人命救助を最優先とする。

エ 食糧（３食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

オ 本庁職員は勤務課所に参集し、受付で腕章を受け取る。本庁が被災して使用できない場合は、市総合福祉センターに参集する。

カ 出先機関及び施設職員は、それぞれの勤務公署に参集する。

④ 災害により勤務課等への登庁が不能となった場合の措置

災害により、交通・通信が途絶し、または利用できないため勤務課等への登庁が不能となった場合は、次により行動する。

ア 参集場所

登庁可能な最寄りの公民館または出先機関や施設に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

イ 参集した場合の措置

(ア) 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課等、職氏名及び勤務課等へ参集できない理由を報告する。

(イ) 当該出先機関等の長は、前記(ア)により報告を受けた職員の職・氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(ウ) 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害応急対策の実施状況に応じて、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

(４) 職員の取るべき緊急措置

災害発生直後に職員が取るべき緊急措置は次のとおりとする。

① 勤務時間内に災害が発生した場合

ア 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などで避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行う。

イ 市庁舎、施設等の被災状況の把握と初期消火

市庁舎及び各施設の被害状況を把握し、管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

ウ 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行う。

エ 非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎及び市出先機関の施設管理者は、非常用自家発電設備や通信設備

の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

② 勤務時間外に災害が発生した場合

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知ったとき、テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集し、職員動員基準に基づき速やかに参集するとともに被災状況を調査する。

(5) 従事命令等

① 応急措置事項

災害対策基本法（以下「法」という。）に基づいて、知事は、市内に災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法により従事命令等を発する（法第71条）。

なお、知事の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市長が行う。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育

イ 施設及び設備の応急復旧

ウ 清掃、防疫その他の保健衛生

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

オ 緊急輸送の確保

カ 災害発生の防御または拡大防止

② 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。

なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う（法第81条）。

ア 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事または輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる（災害救助法第7条第1項）。

イ 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（災害救助法第8条）。

ウ 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認めたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、または必要な物資を収用できる（災害救助法第9条）。

※ なお、災害警戒対策部及び災害警戒対策室を設置した場合においては、上記に準じた職員の動員・参集とする。

6 防災関係機関の活動体制

市域に災害が発生した場合、防災関係機関は、それぞれの防災計画に基づき、市や他の機関との情報交換を行い、自らの応急対策、あるいは他の機関と連携し応急対策の実施体制を取り、職員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行う。

市が災害対策本部を設置した場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部局、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

市と防災関係機関との連絡は、災害時優先電話、秋田県総合防災情報システム、インターネット等を活用して連絡及び情報共有を行う。

また、市は、市災害対策本部会議に、防災関係機関の連絡員の派遣、出席を要請する。

◆ 防災関係機関一覧表

(資料 1 - 4)

第2節 地方自治体及び民間団体等の相互協力体制

《計画の方針》

地震災害対策編 220 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	職員の動員、災害対策本部の設置、 第1回災害対策本部会議の開催
風水害等による被害発生	応援協定に基づく応援要請、緊急消防援助 隊の派遣要請、民間団体等に対する要請
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 地方自治体等への応援 要請	各班	県、相互応援協定締結市町村、 指定地方公共機関
2 民間団体等に対する要 請	各班	民間団体等
3 受入体制の整備	防災対策班	
4 他市町村被災時の応援	防災対策班	相互応援協定締結市町村
5 消防機関相互の応援	消防部	消防機関
6 応急措置の代行		県

1 地方自治体等への応援要請

地震災害対策編 220 ページのとおり。

2 民間団体等に対する要請

地震災害対策編 222 ページのとおり。

3 受入体制の整備

地震災害対策編 223 ページのとおり。

4 他市町村被災時の応援

地震災害対策編 223 ページに準ずる。

5 消防機関相互の応援

地震災害対策編 224 ページに準ずる。

6 応急措置の代行

地震災害対策編 225 ページのとおり。

第3節 消防防災ヘリコプターの活用

《計画の方針》

地震災害対策編 226 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請、輸送活動の実施
災害や異常気象等の鎮静化	
(応急対策活動収束時)	県消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 運航体制	消防部	県
2 緊急運航の要件		
3 緊急運航の要請基準		
4 緊急運航要請手続	消防部	県
5 夜間救急搬送		県

1 運航体制

地震災害対策編 226 ページのとおり。

2 緊急運航の要件

地震災害対策編 227 ページのとおり。

3 緊急運航の要請基準

地震災害対策編 227 ページに準ずる。

4 緊急運航要請手続

地震災害対策編 229 ページのとおり。

5 夜間救急搬送

地震災害対策編 230 ページのとおり。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

《計画の方針》

地震災害対策編 231 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害派生の恐れがある場合	
風水害等による被害発生	知事を通じ自衛隊に派遣要請、受入体制の整備、自衛隊による救助活動の実施
災害や異常気象等の鎮静化	
(応急対策活動収束時)	知事を通じ自衛隊に撤収要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害派遣要請の範囲・対象	防災対策班	自衛隊、県
2 派遣要請の手続き	防災対策班	自衛隊、県
3 自衛隊の自主派遣		自衛隊
4 災害派遣部隊の受け入れ	防災対策班	自衛隊
5 災害派遣部隊の活動範囲		自衛隊
6 災害派遣部隊の撤収要請	防災対策班	自衛隊
7 経費の費用負担	財政班	自衛隊

1 災害派遣要請の範囲・対象

地震災害対策編 231 ページのとおり。

2 派遣要請の手続き

地震災害対策編 232 ページのとおり。

3 自衛隊の自主派遣

地震災害対策編 234 ページに準ずる。

4 災害派遣部隊の受け入れ

地震災害対策編 234 ページのとおり。

5 災害派遣部隊の活動範囲

地震災害対策編 235 ページのとおり。

6 災害派遣部隊の撤収要請

地震災害対策編 236 ページのとおり。

7 経費の費用負担

地震災害対策編 236 ページのとおり。

◆正確な災害情報をすばやく集めて伝えるために

第5節 気象予警報等の伝達

《計画の方針》

風水害等は気象情報等の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生の恐れがある場合	秋田地方気象台による気象情報の発表・伝達、水防警報の発令・伝達、市民等の避難
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 気象に関する警報・注意報		国
2 火災気象通報及び火災警報	防災対策班、消防部	国
3 気象予警報等の伝達	防災対策班、農林班、消防部	国
4 洪水予報及び水防警報	防災対策班	各機関
5 土砂災害警戒情報	防災対策班	国、県

1 気象に関する警報・注意報

秋田地方気象台から発表される気象情報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 気象注意報・警報の種類と発表基準

① 注意報

風雪注意報	風雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・雪を伴い平均風速が10m/s以上
-------	---

強 風 注 意 報	強風によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平均風速が10m/s以上
大 雨 注 意 報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平坦地 3 時間雨量40mm 以上 ・ 平坦地以外 1 時間雨量40mm 以上 ・ 土壌雨量指数基準 74以上
洪 水 注 意 報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平坦地 3 時間雨量40mm 以上 ・ 平坦地以外 1 時間雨量40mm 以上 ・ 流域雨量指数基準 長木川・早口川流域＝11以上、岩瀬川流域＝ 9 以上、下内川流域＝ 8 以上、犀川流域＝ 7 以上 ・ 指定河川洪水予報による基準 (国土交通省・気象台共同) 米代川 (国管理分)
大 雪 注 意 報	大雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平野部 12時間降雪20cm ・ 山沿い 12時間降雪25cm
濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 視程距離 100m 以下
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ①最小湿度40%以下、実効湿度65%以下の2条件がともに予想される場合 ②実効湿度70%以下、風速10m/s以上の2条件がともに予想される場合
雪 崩 注 意 報	雪崩によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ①山沿いで24時間の降雪の深さが40cm以上の場合 ②積雪が50cm以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合
着雪・着氷注意報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合

霜 注 意 報	早霜、晩霜等によって農作物が著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃ 以下になる場合
低 温 注 意 報	低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 【夏期】 最高・最低・平均気温のいずれかが平均より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くと予想される場合 【冬期】 低温によって水道凍結などの大きな被害の恐れがあると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 最低気温が－7℃ 以下になる場合 ② 最低気温が－5℃ 以下の日が数日続く場合
融 雪 注 意 報	融雪によって被害が予想される場合。

② 警報

暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平均風速が15m/s以上
暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 雪を伴い平均風速が15m/s以上
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 なお、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 【浸水害】 ・ 平坦地 3 時間雨量70mm 以上 ・ 平坦地以外 1 時間雨量70mm 以上 【土砂災害】 ・ 土壌雨量指数基準 106以上
洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・ 平坦地 3 時間雨量70mm 以上 ・ 平坦地以外 1 時間雨量70mm 以上 ・ 流域雨量指数基準 長木川・早口川流域＝14以上、岩瀬川流域＝11以上、下内川流域＝10以

	上、犀川流域＝9以上 ・指定河川洪水予報による基準 (国土交通省・気象台共同) 米代川(国管理分)
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ・平野部 12時間降雪40cm以上 ・山沿い 12時間降雪50cm以上

③ その他の情報

記録的短時間大雨警報	1時間に100mm以上の極めてまれな豪雨を観測した場合、気象警報を補完するものとして発表される。
竜巻注意情報	今まさに、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった場合に発表される。

(参考) ※平均風速：10 分間平均

※平坦地：おおむね傾斜が 30 パーセント以下で都市化率が 25%以上の地域

※指定河川洪水予報：河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っている。これを「指定河川洪水予報」と呼んでいる。指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の四つがあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」「△△川はん濫警戒情報」のように発表する。洪水予報の対象となる河川は、大きく次の 2 種類に分けられる。

① 国土交通省と気象台が共同で行う指定河川洪水予報

② 都道府県と気象台が共同で行う指定河川洪水予報。

※山沿い：標高がおおむね 200m 以上の地域

※実効湿度：木材などの乾燥度を表す指数、木材の乾燥度はその時の空気の乾燥状態のみで決まらず、数日前からの乾燥状態の影響を受ける。

(2) 発表区域

気象に関する警報及び注意報は、次の細分区域で発表されるが、大雨や洪水等の警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
沿岸	能代山本地域	能代市、藤里町、三種町、八峰町
	秋田中央地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	本荘由利地域	由利本荘市、にかほ市
内陸	北秋鹿角地域	大館市 、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村
	仙北平鹿地域	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢雄勝地域	湯沢市、羽後町、東成瀬村

■ 表 3 - 5 - 1 細分区域

(3) 台風及び異常現象等の気象情報

気象予報等に関係のある台風及びその他の異常現象等の情報を、具体的かつ速やかに発表する。気象情報の種類は次のとおり。

① 予告的な情報

ア 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。

イ 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響の恐れがある場合。

② 警報や注意報を補完する気象情報

ア 警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。

イ 「記録的短時間大雨情報」を発表する場合。

③ 竜巻注意情報

竜巻注意情報を発表する場合。

簡潔な文章形式で、有効期間（発表から約 1 時間が目安）を明示。

(4) 注意報・警報の切り替え

注意報または警報の継続中、新たな注意報・警報の発表、または変更が必要になったときは、注意報または警報の切り替えとして発表される。

(5) 注意報・警報の解除

注意報及び警報は、被害や重大な災害の起こる恐れが無いと認められるときは解除される。

(6) 特別警報の発表

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。気象等に関する特別警報の発表基準は次のとおり。

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考) 大館市：48 時間降水量 274 mm、3 時間降水量 99 mm 土壌雨量指数 179
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■表 3－5－2 特別警報の基準

2 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

消防法第 22 条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

- 1 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下となることが予想される場合。
- 2 実効湿度70%以下で、平均風速 8 m/ s 以上となることが予想される場合。
- 3 平均風速が10m/ s 以上となることが予想される場合（雨または雪を伴う場合は通報しないこともある）。

■表 3－5－3 火災気象通報の基準

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受け、次の火災警報発令の基準を超えた場合、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障が無いと判断したときを除き、火災警報を発令するものとする。

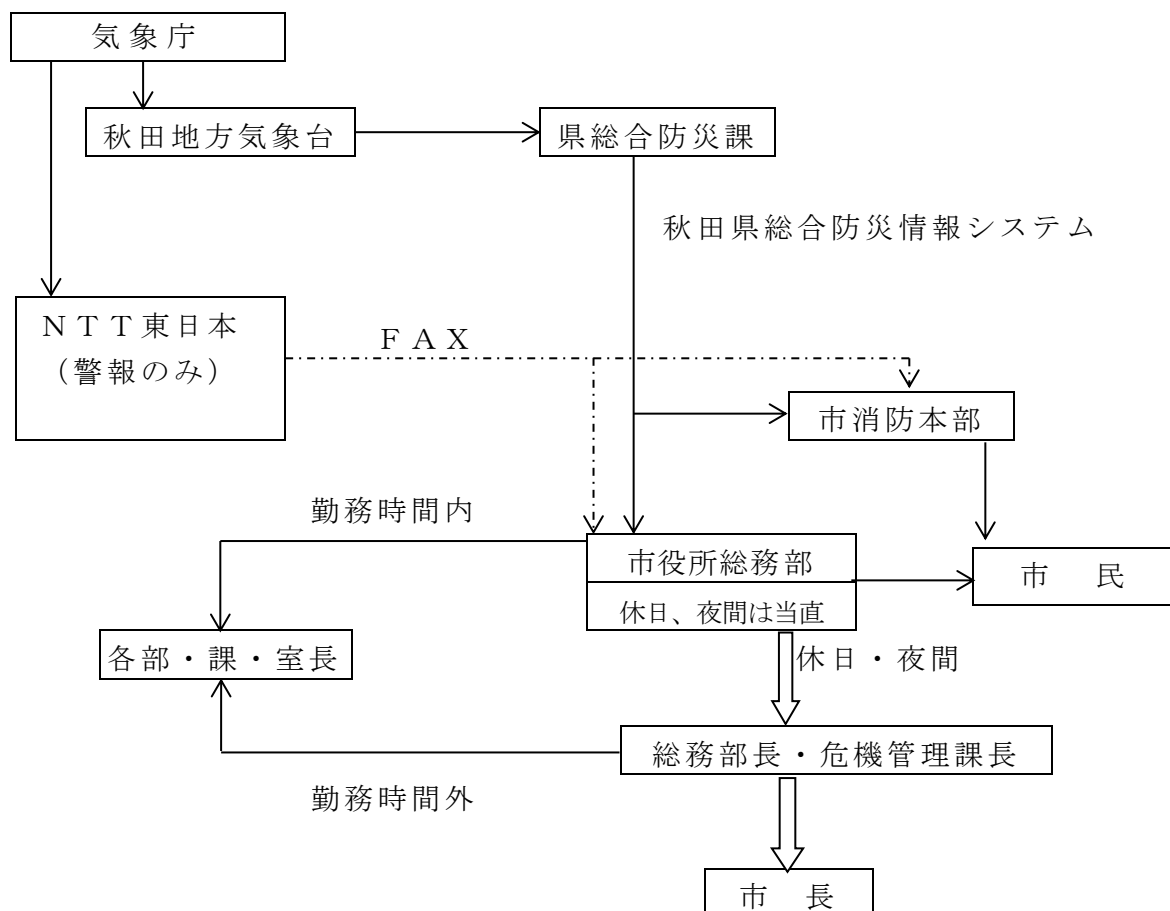
警報発令基準	1 実効湿度が60%以下で、最低湿度40%を下り、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき 2 平均風速が10m/ s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき
周知方法	1 サイレン 2 吹き流し 3 広報車等
対 策	1 市民への周知 2 地域内のパトロール

■表 3－5－4 火災警報発令の基準（大館市火災警報取扱規程）

3 気象予警報等の伝達

(1) 気象注意報、警報等の伝達系統

気象注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。



■ 図 3 - 5 - 1 気象注意報、警報等伝達系統図

(2) 市における気象通報、警報等の取扱要領

① 市における措置

ア 気象業務法に基づく気象注意報、警報、特別警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）、また、水防法に基づく水防警報は、市危機管理課及び消防本部が受信する。

イ 危機管理課は、速やかに関係各部局課へ伝達する。

ウ 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、当直室で受信し伝達する。

エ 農作物に被害を及ぼす恐れのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は農林課が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知するよう努める。

オ 市民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報等で周知を図る。

カ 特別警報の通知を受けた場合は、ただちに報道関係、市民向け緊急情報メール、ホームページ、ツイッター等、あらゆる手段を用いて市民等に注意喚起情報を伝達する。

◆ 気象観測施設一覧表

(資料 2 - 1)

◆ サイレン信号等

(資料 2 - 2)

4 洪水予報及び水防警報

(1) 洪水予報

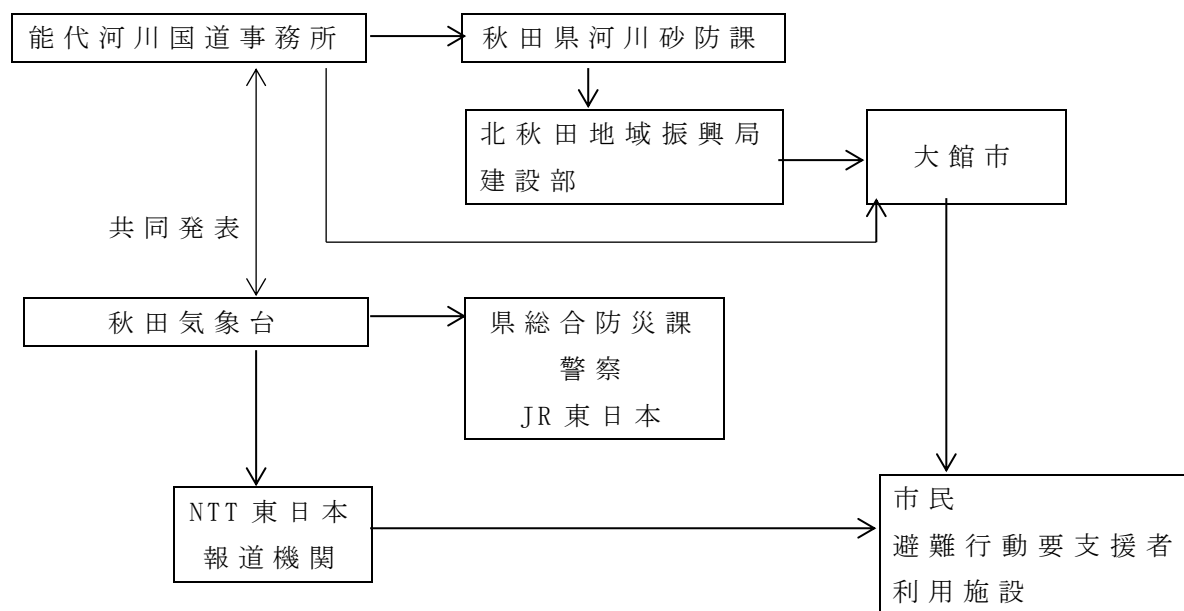
秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所が共同し、米代川の洪水予報が発表される。

① 米代川の洪水予報基準点

河川名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名
米代川	左岸：比内町扇田字本道端 77 番地先から日本海まで 右岸：山館字大樽木先から日本海まで	十二所	国土交通省能代河川国道事務所 秋田気象台

② 洪水予報の種類

洪水注意報	はん濫注意情報	基準点の水位がはん濫注意水位（警戒水位・レベル 2）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
洪水警報	はん濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位・レベル 4）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位（レベル 3）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
	はん濫危険情報	基準点の水位がはん濫危険水位（危険水位・レベル 4）に到達したとき。
	はん濫発生情報	はん濫（レベル 5）が発生したとき。



■ 図 3 - 5 - 2 米代川洪水予報伝達系統図

(2) 水防警報

① 水防活動用の注意報及び警報

次の表の左欄に掲げる水防活動用の注意報及び警報は、右欄に掲げる注意報及び警報に替える。

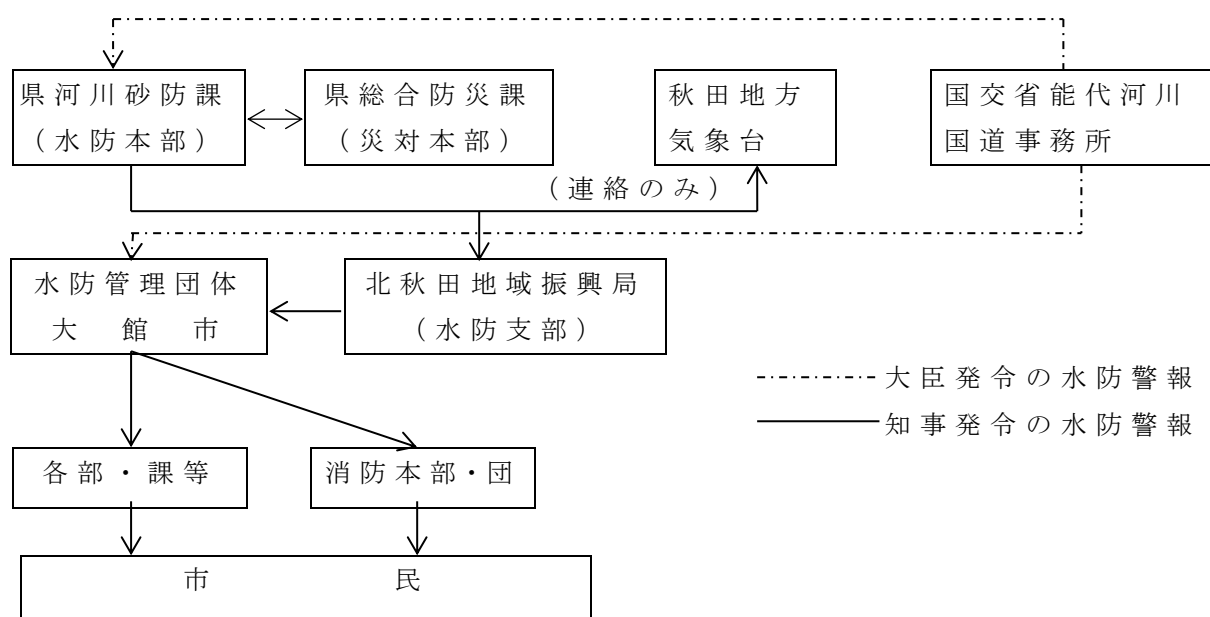
水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気 象 警 報	大 雨 警 報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪 水 警 報	洪 水 警 報

② 水防警報河川

洪水により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、次の発令者から水防警報が発令される。

発 令 者	河川名
国土交通大臣	米代川（比内町扇田字本道端77番地先から下流）
秋田県知事	米代川（鹿角境から比内町扇田字本道端77まで）、長木川、下内川

③ 伝達系統



■ 図 3 - 5 - 3 水防警報の伝達系統

(3) 水位情報周知河川

洪水予報河川以外の河川において、洪水により相当な損害が予想される河川については、県が水位情報周知河川に指定し、避難判断水位等を定めている。河川の水位がこれに達したときは水位または流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて地域住民に周知する。

なお、伝達系統は、前記(2)③による。

5 土砂災害警戒情報

大雨によって土砂災害が発生する恐れがあるときに、秋田県と秋田地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表する。発表された情報は、秋田地方気象台から秋田県総合防災課（秋田県総合防災情報システム等）を通じて市に伝達されるとともに、報道機関を通じて地域住民へ周知される。

また、土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位として発表される。

(1) 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報発表中において、短時間降雨予報値に基づく降雨指標値が、過去（1995～2005年）における一連の降水時の1時間解析雨量と土壌雨量指数を用いて、過去に発生した土砂災害をもとに設定した基準値を上回った場合。

第6節 被害状況の情報収集・伝達

《計画の方針》

地震災害対策編 241 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	水位気象情報の把握、地域の状況等の把握
風水害等による被害発生	市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握、災害の発生状況、医療機関の被災状況・受入可否、市有施設（道路・河川等）の状況把握、人的被害の把握、県への災害即報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	道路等公共土木施設・ライフライン等の応急復旧、農業土木施設等の被災状況把握
〃 1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 情報連絡体制	防災対策班、総務広報班	各機関
2 情報の収集・伝達	各班	各機関、自主防災組織
3 異常現象発見時の措置	防災対策班、消防部	国、北秋田地域振興局
4 特殊災害発生時の措置	防災対策班	各機関
5 被害状況の調査	防災対策班、各班	各機関
6 被害報告	防災対策班、消防部	
7 安否情報の収集・伝達体制	企画情報班	

1 情報連絡体制

地震災害対策編 242 ページに準ずる。

2 情報の収集・伝達

地震災害対策編 243 ページに準ずる。

3 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象を発見した場合

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、速やかに市または警察に通報する。

市長は、通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

(2) 通報が必要な異常現象

事項	異常現象等
気象	著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降ひょうなど）

(3) 被害が発生する恐れがある場合

災害発生のおそれがある前兆現象を観測・察知したときは、その現象を市長に報告する。

4 特殊災害発生時の措置

地震災害対策編 246 ページに準ずる。

5 被害状況の調査

地震災害対策編 247 ページに準ずる。

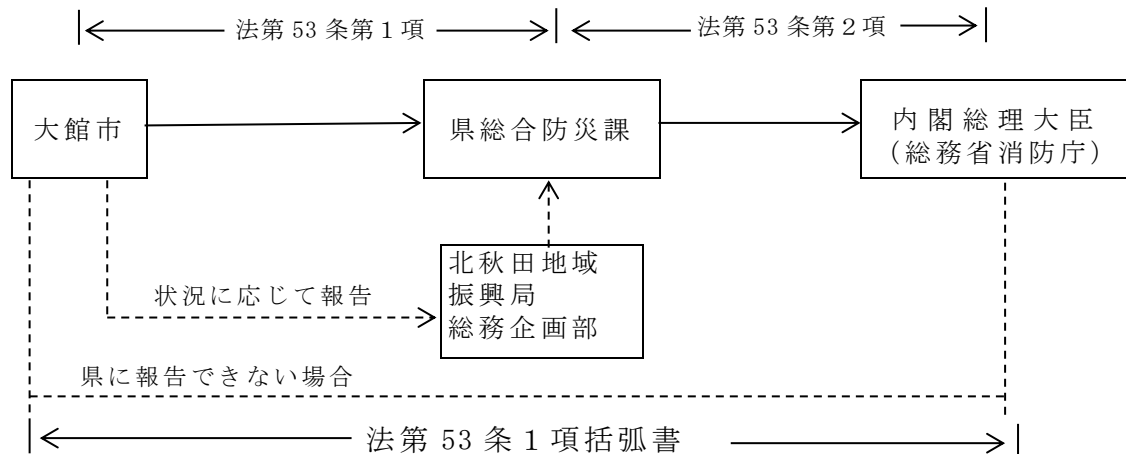
6 被害報告

(1) 報告の実施

防災対策班は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出する。
報告ルートは次のとおりとする。

消防機関は、119 番通報が殺到した場合には、その状況をただちに県及び消防庁に報告する。



■図 3－6－1 災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート

	平日 9:30～18:30 (応急対策室)	左記以外 (宿直室)
N T T 回線	03-5253-7527 (TEL) 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 (TEL) 03-5253-7553 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	* 048-500-7527 (TEL) * 048-500-7537 (FAX)	* 048-500-7782 (TEL) * 048-500-7789 (FAX)

(注) * は各団体の交換機の特番

問合せ先：消防庁国民保護・防災部応急対策室応急対策係

■表 3－6－1 消防庁連絡先リスト

(2) 報告の様式

① 被害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、または災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、災害時の第 1 報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、秋田県防災ハンドブックの様式を用いて報告する。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所

(イ) 発生日時：当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 雪害については、降雪の状況及び雪崩等の概況

c その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市が講じた措置について具体的に記入すること。特に、市民に対して避難勧告・避難指示を行った場合には、その日時、対象範囲、避難世帯及び人数等について記入すること。

② 被害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

③ 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから 20 日以内に様式により報告する。

◆被害状況報告の様式

(資料 2 - 3)

(3) 被害の認定基準

被害の判定は、資料編に示す「被害の認定基準」を参照して行う。

◆被害の認定基準

(資料 2 - 4)

7 安否情報の収集・伝達体制

地震災害対策編 249 ページに準ずる。

第7節 通信の確保

《計画の方針》

地震災害対策編 250 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況の確認、被災地との通信インフラ確認、被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請、アマチュア無線クラブ等に協力要請
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 通信手段	防災対策班、消防部	
2 非常時における通信連絡	防災対策班、総務広報班、企画情報班、消防部	県
3 通信のふくそう対策	防災対策班	各機関
4 防災行政無線施設等の応急対策	防災対策班	各機関

1 通信手段

地震災害対策編 250 ページのとおり。

2 非常時における通信連絡

地震災害対策編 251 ページに準ずる。

3 通信のふくそう対策

地震災害対策編 253 ページに準ずる。

4 防災行政無線施設等の応急対策

地震災害対策編 254 ページに準ずる。

第 8 節 災害時の広報・広聴活動

《計画の方針》

地震災害対策編 255 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令
風水害等による被害発生	災害発生直後の呼びかけ、初動対策に必要な情報の提供、被害状況の発表、避難所に関する情報の提供、ライフライン・交通に関する情報の提供、市民等の安否に関する情報の提供、水や食糧・生活物資供給に関する情報の提供、保育・教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供（以後、随時）
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供、災害ごみの処理に関する情報の提供
〃 1 週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
〃 1 カ月以内	生活再建に関する情報の提供
〃 3 カ月以内	復興に関する情報の提供

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 広報内容	防災対策班、総務広報班	
2 広報手段	防災対策班、総務広報班、企画情報班、市民班、福祉班、消防部	県、警察、報道機関等
3 報道機関への緊急連絡	総務広報班	報道機関
4 広報資料の作成	総務広報班	
5 広聴活動	企画情報班、市民班、福祉班	各機関

1 広報内容

地震災害対策編 256 ページに準ずる。

2 広報手段

地震災害対策編 257 ページに準ずる。

3 報道機関への緊急連絡

地震災害対策編 260 ページに準ずる。

4 広報資料の作成

地震災害対策編 261 ページのとおり。

5 広聴活動

地震災害対策編 261 ページに準ずる。

◆災害の拡大を抑えるために

第9節 消防・救急救助活動対策

《計画の方針》

地震災害対策編 265 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	警戒体制、市民の避難誘導
風水害等による被害発生	初期消火、地域の消防力による消火 救急・救助活動の実施、消防等による救助、 県内広域消防応援による消火、重症者の搬送、 緊急消防援助隊による消火・救助
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 消火活動	消防部	市民、自主防災組織、企業等
2 救急・救助活動	消防部	警察、市民、自主防災組織、企業等
3 防災業務従事者の安全対策	消防部	

1 消火活動

地震災害対策編 265 ページに準ずる。

2 救急・救助活動

地震災害対策編 269 ページに準ずる。

3 防災業務従事者の安全対策

地震災害対策編 271 ページに準ずる。

第 10 節 水防活動

《計画の方針》

水害が発生し、または発生が予想される場合、水防管理団体等はこれを警戒・防御し、災害による被害を軽減するため、「大館市水防計画」に基づいて市内各河川等に対する水防上必要な措置対策を行い、住民の安全を保持する。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	水防警報の発令、浸水域や土砂災害危険箇所の警戒、警戒区域の設定
水害等による被害発生	被害の拡大防止活動
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 水防体制	防災対策班、土木班、消防部、	
2 危険区域の警戒	防災対策班、土木班、消防部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
3 樋門、その他の措置	防災対策班	国、県、水防管理者
4 通信施設の優先利用	防災対策班	国、県、水防管理者、水防団長

1 水防体制

洪水等の水災から市民の安全を保持するため、市水防計画に基づき、洪水等についての水防活動に関する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消されるまでの間、市庁舎に水防本部を置き、水防関係部局に水防員を置いて水防事務を処理する。

(1) 水防組織

水防組織及び水防本部の事務分掌等については、市水防計画による。

◆重要水防箇所一覧表

(資料 24-2)

◆水位観測所等及び大館市水防組織

(資料 24-4)

◆水防倉庫所在一覧表

(資料 24－5)

(2) 水防活動の種類

種類	内 容	発表基準	配備体制
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	団長は情勢を把握、団員をただちに次の段階に入り得るような状態に置く。
準備	水防に関する情報連絡、資器材の整備、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	水防団幹部は所定の詰所に集合し、情勢を把握するとともに、一部団員を巡視等のため出動させる。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。	全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報等により、または、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こる恐れがあるとき。	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	

(3) 出動準備

市長は、次の場合には、ただちに管下消防機関に対し、出動準備をさせる。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

ウ その他気象状況により、洪水等の危険が予知されるとき。

(4) 出動

市長は、次の場合は、ただちに管下消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動し、警戒準備をさせなければならない。

ア 河川の水位が警戒はん濫注意水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがあり、危険を予知したとき。

イ 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

ウ 安全確保の原則

水防活動に当たっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

(5) 水防警報の対象となる水位観測所

① 国

河川名	観測所名
米代川下流	十二所

※下流：比内町扇田字本道端 77
より下流

※上流：上記より上流

② 県

河川名	観測所名
米代川上流	十二所
長木川	有浦
〃	餅田
下内川	白沢
〃	松峰

2 危険区域の警戒

(1) 浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒

洪水等の災害から市民の安全を守るため、準備、出動に当たっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

河川施設	1 河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所 2 過去に洪水被害を生じた箇所 3 地形地質上の弱堤箇所 4 土地利用上からの弱堤箇所 5 二次災害防止の観点からの低標高箇所 6 主要河川構造物の設置箇所
------	---

土砂災害危険箇所	1 土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 2 砂防関係施設
----------	---

（２）巡視

市長及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第９条）

（３）非常警戒

市長は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合はただちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂または沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖または低部からの漏水と扉の締り具合不良
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

（４）避難準備情報、避難勧告及び避難指示

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるときは、地域住民、滞在者に対し、避難準備情報の提供、避難勧告または避難指示を発令する。

なお、避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示の発令については、本章第１６節「避難対策」による。

（５）被害の拡大防止活動

堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生したときは、市はただちにその状況を関係機関（各河川管理者、警察等）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体等に通報する。

市長、水防団長及び消防長は、決壊後も可能な限りはん濫による被害の拡大防止に努める。

3 **樋門、その他の措置**

水防管理者は樋門、堰、その他河川の管理者をして毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行う等適切な指導監

督を行うものとする。

4 通信施設の優先利用

国土交通大臣、県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長またはこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、または警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。（水防法第 27 条第 2 項）

第 1 1 節 雪崩発生時応急対策

《計画の方針》

市及び関係機関は、雪崩発生危険箇所のパトロール及び事前回避措置の実施により、雪崩による災害の発生防止に努める。

また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生の恐れがある場合	危険箇所の警戒
水害等による被害発生	重傷者の搬送、消防等による救護活動、被災概要調査、道路啓開、緊急措置、交通規制、応急復旧
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 危険箇所の警戒	土木班、消防部	県、各施設管理者等
2 事前回避措置	防災対策班	各施設管理者等
3 雪崩発生時の応急対策	防災対策班、土木班、消防部	県、警察、各施設管理者等

1 危険箇所の警戒

（１）道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

（２）パトロールの実施

市土木班または消防部は、積雪深 80cm 以上となったとき、または融雪等のため、雪崩、崖崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロールを実施するよう努める。

また、危険建物除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、雪崩、崖崩れ、地すべり等危険地域に浸水の恐れがある地域の重点的監視と被害の防除に当たる。

(3) 協力要請

市は、必要に応じて、国、県及び警察に協力を要請し、危険箇所の巡視・警戒及び市民の避難を実施する。

(4) 市民の心構え

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため、相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異状な事態を発見した場合は、ただちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

2 事前回避措置

(1) 市民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、市民に対し、避難勧告または指示を行う。市民が自主的に避難した場合は、ただちに公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置を取る。

(2) 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

3 雪崩発生時の応急対策

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視または他の関係機関、市民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、ただちに被害の有無を確認し、県総合防災課へ状況を報告する。

イ 市は、市民等が被災した場合は、ただちに消防署、消防団、警察と連携して救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、住居を失った市民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

（２）道路・鉄道等施設の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、ただちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、遭難者がいる場合は、ただちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請または自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

（３）孤立集落住民の救助

雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長時間に及ぶ場合は、県の消防防災ヘリコプター等により、医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

（４）二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、ただちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等の被害の拡大防止を要請する。

第 1 2 節 応急医療救護

《計画の方針》

地震災害対策編 275 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
風水害等による被害発生	救護所の設置、医療救護班の出動要請、関係団体への要請、医療ボランティアの把握
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	後方医療機関への搬送

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 初動医療体制	福祉班、病院部	医師会、医療機関
2 傷病別搬送体制	福祉班、病院部、消防部	県、警察、医療機関
3 収容医療機関	福祉班、病院部、消防部	医師会、医療機関
4 医薬品・資機材の確保	福祉班、病院部	県、薬剤師会、日本赤十字社等
5 関係機関との情報共有	総務広報班、福祉班、病院部	県
6 医療ボランティアの活用	企画情報班、福祉班、病院部	医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関
7 助産活動	福祉班、病院部	医師会、医療機関

1 初動医療体制

地震災害対策編 276 ページに準ずる。

2 傷病別搬送体制

地震災害対策編 280 ページに準ずる。

3 収容医療機関

地震災害対策編 283 ページに準ずる。

4 医薬品・資機材の確保

地震災害対策編 283 ページに準ずる。

5 関係機関との情報共有

地震災害対策編 285 ページに準ずる。

6 医療ボランティアの活用

地震災害対策編 286 ページに準ずる。

7 助産活動

地震災害対策編 286 ページに準ずる。

第 1 3 節 交通・地域の防犯対策

《計画の方針》

地震災害対策編 288 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保、交通規制、救助。被災地・避難所の警備
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法
沈静化後 1 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 道路の交通規制	土木班	各道路管理者、警察
2 地域の防犯対策	市民班	警察

1 道路の交通規制

地震災害対策編 288 ページに準ずる。

2 地域の防犯対策

地震災害対策編 290 ページに準ずる。

第 1 4 節 緊急輸送対策

《計画の方針》

地震災害対策編 292 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	避難者の輸送
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保(中継基地、ヘリポート)、 医療物資・人員・重傷者等の搬送、緊急輸 送ネットワークの確保、輸送車両の確保、 防災ヘリの緊急運行、食糧等の輸送
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 輸送の対象		
2 輸送手段の確保	総務広報班、防災対策班、 消防部	
3 集積・配送拠点	企画情報班、各班(選抜)	ボランティア
4 緊急輸送道路の確保	土木班	各道路管理者
5 鉄道交通の確保		東日本旅客鉄道(株)秋田支 社大館駅
6 臨時ヘリポートの開 設	防災対策班、消防部	県
7 物流業者等との連携	防災対策班	物流事業者

1 輸送の対象

地震災害対策編 292 ページのとおり。

2 輸送手段の確保

地震災害対策編 293 ページに準ずる。

3 集積・配送拠点

地震災害対策編 296 ページのとおり。

4 緊急輸送道路の確保

地震災害対策編 297 ページに準ずる。

5 鉄道交通の確保

地震災害対策編 299 ページのとおり。

6 臨時ヘリポートの開設

地震災害対策編 299 ページに準ずる。

7 物流業者等との連携

地震災害対策編 300 ページのとおり。

◆被災者の生活を支えるために

第 15 節 家族を守る応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 301 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	自分や家族の安全確保（自助）、住民による自主避難、避難行動要支援者など地域内の安全確保、協働による避難所運営の実施（共助）
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害情報の収集・伝達		市民、自主防災組織、企業等
2 避難対策		市民、自主防災組織、企業等
3 消火・救急活動・医療救護活動等		市民、自主防災組織、企業等
4 ライフライン関係		市民、自主防災組織、企業等
5 防犯対策		警察、市民、自主防災組織、防犯協会、企業等
6 避難行動要支援者対策		市民、自主防災組織、企業等

1 災害情報の収集・伝達

地震災害対策編 301 ページのとおり。

2 避難対策

地震災害対策編 302 ページのとおり。

3 消火・救急活動・医療救護活動等

地震災害対策編 302 ページに準ずる。

4 ライフライン関係

地震災害対策編 303 ページのとおり。

5 防犯対策

地震災害対策編 304 ページのとおり。

6 避難行動要支援者対策

地震災害対策編 304 ページのとおり。

第 16 節 避難対策

《計画の方針》

地震災害対策編 305 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	避難の準備、避難所の開設、避難行動要支援者の避難
	市民の避難
風水害等による被害発生	医療機関等へ避難行動要支援者の移動
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難の区分	防災対策班	
2 避難勧告・避難指示の発令	防災対策班	県、警察、自衛隊、水防管理者
3 警戒区域の設定	防災対策班、消防部	警察、自衛隊
4 避難誘導	防災対策班、消防部	警察、各施設管理者等
5 避難路及び避難所等の安全確保	消防部	警察
6 来訪者、入所者等の避難	防災対策班、各班	各施設管理者
7 市民の避難に関する留意事項	防災対策班	
8 積雪期の避難	防災対策班、消防部	

1 避難の区分

地震災害対策編 305 ページに準ずる。

2 避難勧告・避難指示の発令

(1) 避難勧告・避難指示の実施責任者

地震災害対策編 306 ページのとおり。

(2) 避難準備情報・勧告・指示の基準

① 局地的な災害による避難勧告・避難指示

地域を限定した避難勧告または避難指示を行う要件は、次のとおりである。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。 |
| 2 | 豪雨、洪水等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき。 |
| 3 | 火災が拡大する恐れがあるとき。 |
| 4 | 爆発の恐れがあるとき。 |
| 5 | ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測される時。 |
| 6 | 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。 |
| 7 | 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 |
| 8 | その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。 |

② 広域的な災害による避難勧告・避難指示命令

広域的な避難勧告または避難指示の発令を行う要件は次のとおりである。

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 延焼火災が拡大し、または拡大する恐れがあるとき。 |
| 2 | 豪雨、洪水等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき。 |
| 3 | ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時。 |
| 4 | その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。 |

③ 避難情報の基準

避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令は、総合的に判断する必要があることから、別にマニュアルで定める。

種 別	基 準
避難準備情報	1 避難勧告及び避難指示発令の可能性が大きいと判断される時。 2 河川の水位がはん濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川のはん濫に至る恐れがあるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 4 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。
避難 勧 告	1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川のはん濫に至る恐れがあるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生またはそれ

	までの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。 4 特別警報が発表され、特別警報の種別により避難勧告が適切と判断されるとき。
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

■表 3-16-1 避難情報の基準

(3) 避難情報の解除

避難情報の解除は、次によりの確に判断する。

ア 災害が沈静化し、被害が拡大する恐れが無いと認められるとき。

イ 気象庁が気象に関する警報または注意報を解除し、災害の起こる恐れが無いと認められるとき。

(4) 避難勧告・避難指示の発令及び報告

地震災害対策編 308 ページのとおり。

(5) 避難勧告及び避難指示の要領

地震災害対策編 310 ページのとおり。

3 警戒区域の設定

地震災害対策編 311 ページのとおり。

4 避難誘導

(1) 避難所等への避難

地震災害対策編 313 ページに準じる。

(2) 警戒区域設定時の避難

地震災害対策編 313 ページのとおり。

(3) 警戒区域以外の避難

地震災害対策編 313 ページのとおり。

(4) 学校、事業所等の避難

地震災害対策編 314 ページのとおり。

（５）交通機関等の場合

地震災害対策編 314 ページのとおり。

（６）避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行う。

ア 避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他火災、落下物、危険物、パニックの起こる恐れなどの無い経路を選定する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実状を確認して行うように努める。

なお、避難経路は、本部長から特に指示が無いときは、避難の誘導に当たる者が選定するように努める。

ウ 避難経路の要点に誘導員を配置する。

また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

エ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

オ 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ町内会単位の集団で行う。

カ 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。

キ 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保し、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

ク 危険の切迫に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

◆避難場所一覧表

（資料 16－１）

5 避難路及び避難所等の安全確保

地震災害対策編 315 ページに準ずる。

6 来訪者、入所者等の避難

地震災害対策編 315 ページのとおり。

7 市民の避難に関する留意事項

地震災害対策編 316 ページのとおり。

8 積雪期の避難

(1) 避難情報の伝達

屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報を伝達するよう留意する。

(2) 避難行動要支援者への配慮

足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(3) 物資の提供

寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

第 17 節 避難所の開設、運営

《計画の方針》

風水害等の場合の避難所は、当該地域への避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）発令後、迅速な避難所開設を行うため、市、施設管理者、地域住民等で可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れる。

避難所運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、避難行動要支援者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営に努める。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	避難所の開設、自主防災組織と協働による避難所運営の実施、避難者名簿の作成、避難行動要支援者への配慮
	タオル・毛布等生活必需品の提供
風水害等による被害発生	防災関係機関への支援要請、仮設トイレの設置
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断
〃 1 カ月以内	避難所の閉鎖

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難所の開設	市民班、公民館班	
2 避難所の運営	防災対策班、市民班、福祉班、公民館班	医師会、自主防災組織、ボランティア等

1 避難所の開設

地震災害対策編 317 ページのとおり。

2 避難所の運営

地震災害対策編 319 ページに準ずる。

第 18 節 帰宅困難者支援

《計画の方針》

地震災害対策編 324 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設の確保と施設への誘導
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	徒歩帰宅者支援の実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市による帰宅困難者支援	総務広報班、防災対策班	事業者等
2 関係機関による帰宅困難者支援		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅長、公共交通機関の運行管理者

1 市による帰宅困難者支援

地震災害対策編 324 ページのとおり。

2 関係機関による帰宅困難者支援

地震災害対策編 325 ページのとおり。

第 19 節 防疫・保健衛生対策

《計画の方針》

地震災害対策編 326 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、避難所等の環境整備
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	防疫資機材の調達、感染症の予防
〃 1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防疫対策	環境班、福祉班、病院部	県、薬剤師会
2 食品の衛生監視	環境班、福祉班	県
3 防疫用薬品、資機材等の調達	福祉班	

1 防疫対策

(1) 防疫の実施機関

地震災害対策編 326 ページのとおり。

(2) 防疫の実施方法

福祉班は、災害対策本部等と連携し、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症患者の発生届の受理、市民に対する予防教育及び広報活動に努め、災害規模に応じ防疫班を編成する。以下、地震災害対策編 326 ページに準ずる。

2 食品の衛生監視

地震災害対策編 328 ページに準ずる。

3 防疫用薬品、資機材等の調達

地震災害対策編 329 ページのとおり。

第20節 トイレ対策

《計画の方針》

地震災害対策編 330 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、仮設トイレの設置の検討、処理施設の被災状況の確認、処理体制の検討、防災協定締結先へトイレレンタルの打診
災害や異常気象等が沈静化	仮設トイレの設置開始
沈静化後 1 日以内	し尿収集、運搬、管理体制の確立
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 トイレの確保	防災対策班、環境班	
2 快適な利用の確保	環境班	し尿収集運搬業者
3 避難行動要支援者に対する配慮	防災対策班、環境班	

1 トイレの確保

地震災害対策編 330 ページのとおり。

2 快適な利用の確保

地震災害対策編 331 ページのとおり。

3 避難行動要支援者に対する配慮

地震災害対策編 332 ページのとおり。

第 2 1 節 入浴対策

《計画の方針》

地震災害対策編 333 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	自衛隊へ入浴支援要請
〃 1 週間以内	旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県・他市町村に応援要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 入浴施設の確保	総務広報班、防災対策班、観光班	自衛隊、事業所等
2 避難行動要支援者に対する配慮	総務広報班、福祉班	

1 入浴施設の確保

地震災害対策編 333 ページのとおり。

2 避難行動要支援者に対する配慮

地震災害対策編 334 ページのとおり。

第 2 2 節 動物の救護

《計画の方針》

地震災害対策編 335 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	収容施設の確保の準備、食料等物資の確保の準備
風水害等による被害発生	食料等物資の確保
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置
〃 1 週間以内	飼い主探しの実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 特定動物・愛護動物の対策	市民班、福祉班、公民館班	市民
2 避難所における愛護動物の管理	市民班、福祉班、公民館班	県

1 特定動物・愛護動物の対策

地震災害対策編 335 ページのとおり。

2 避難所における愛護動物の管理

地震災害対策編 336 ページのとおり。

第 2 3 節 避難所外避難者への支援

《計画の方針》

地震災害対策編 337 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	避難者数の把握、食料等配布状況の周知、エコノミークラス症候群の予防指導

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難所外避難者の把握	防災対策班、市民班	自主防災組織等
2 避難所外避難者への支援	防災対策班、市民班、福祉班	
3 健康対策	福祉班	

1 避難所外避難者の把握

地震災害対策編 337 ページのとおり。

2 避難所外避難者への支援

地震災害対策編 338 ページのとおり。

3 健康対策

地震災害対策編 338 ページのとおり。

第 2 4 節 避難行動要支援者等の支援対策

《計画の方針》

地震災害対策編 339 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	地域住民等による避難行動要支援者への情報伝達、地域住民等による安全な場所への避難誘導
	避難行動要支援者の避難状況把握、安否確認
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
沈静化後 1 日以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉相談窓口の設置
〃 3 日以内	保健・福祉巡回サービスの開始
〃 1 週間以内	
〃 1 カ月以内	
〃 3 カ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	福祉班	自主防災組織、市民、ボランティア団体等
2 在宅避難行動要支援者の安全確保対策	福祉班	民生・児童委員、自主防災組織、市民、ボランティア団体等
3 外国人の安全確保	総務広報班、企画情報班	ボランティア等

1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

地震災害対策編 339 ページに準ずる。

2 在宅避難行動要支援者の安全確保対策

地震災害対策編 340 ページに準ずる。

3 外国人の安全確保

地震災害対策編 342 ページのとおり。

第25節 こころのケア対策

《計画の方針》

地震災害対策編 343 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	(仮) こころのケア相談所の設置
〃 3 日以内	避難所への巡回相談及び訪問活動を開始、 県に対しこころのケアチームの派遣を要請
〃 1 週間以内	
〃 1 カ月以内	
〃 3 カ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始、P T S D への対応

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 こころの健康状況の把握	福祉班	医師会、ボランティア等
2 こころのケア相談	福祉班	医師会

1 こころの健康状況の把握

地震災害対策編 343 ページに準ずる。

2 こころのケア相談

地震災害対策編 344 ページに準ずる。

第 26 節 ボランティアの受け入れ

《計画の方針》

地震災害対策編 346 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	災害ボランティアセンターの設置、コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
〃 3 日以内	一般・専門ボランティアの受け入れ
〃 1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ボランティアの分類		
2 ボランティアの活動分野		
3 ボランティアとして活動する個人、団体		
4 受入体制の確立	総務広報班、企画情報班、市民班、福祉班、都市計画班、公民館班、病院部、消防部等	市社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体等
5 連携体制の確保	福祉班、各班	県、市社会福祉協議会等

1 ボランティアの分類

地震災害対策編 346 ページのとおり。

2 ボランティアの活動分野

地震災害対策編 347 ページのとおり。

3 ボランティアとして活動する個人、団体

地震災害対策編 347 ページのとおり。

4 受入体制の確立

地震災害対策編 348 ページに準ずる。

5 連携体制の確保

地震災害対策編 349 ページのとおり。

第 2 7 節 飲料水の確保

《計画の方針》

地震災害対策編 351 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、個人備蓄による対応
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	給水車による給水
〃 1 週間以内	生活用水の確保

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	水道班	
2 飲料水供給対象者		
3 応急飲料水の確保	水道班	
4 応急飲料水の供給方法	水道班	
5 応援要請	防災対策班、水道班	自衛隊
6 生活用水の確保	水道班	
7 応急給水時の広報	総務広報班、水道班	報道機関
8 給水活動の配慮事項	防災対策班、水道班	ボランティア等

1 実施期間

地震災害対策編 351 ページのとおり。

2 飲料水供給対象者

地震災害対策編 352 ページのとおり。

3 応急飲料水の確保

地震災害対策編 352 ページのとおり。

4 応急飲料水の供給方法

地震災害対策編 353 ページに準ずる。

5 応援要請

地震災害対策編 353 ページに準ずる。

6 生活用水の確保

地震災害対策編 353 ページのとおり。

7 応急給水時の広報

地震災害対策編 354 ページのとおり。

8 給水活動の配慮事項

地震災害対策編 354 ページのとおり。

第 28 節 食糧の確保

《計画の方針》

地震災害対策編 356 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	必要数量の把握、避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
風水害等による被害発生	防災協定に基づく食糧の確保、おにぎり・パン等の供給、近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	炊き出し等による食糧の配給
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	総務広報班、市民班、福祉班	
2 食糧供給対象者		
3 災害救助法適用時の食糧の応急供給	防災対策班	
4 食糧の供給品目	防災対策班	
5 食糧の調達	防災対策班、市民班	県
6 食糧の配分及び炊き出しの実施	福祉班	
7 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	日本赤十字社、婦人団体
8 支援物資の受け入れ 周知	総務広報班、企画情報班	報道機関

1 実施期間

地震災害対策編 357 ページのとおり。

2 食糧供給対象者

地震災害対策編 357 ページのとおり。

3 災害救助法適用時の食糧の応急供給

地震災害対策編 357 ページに準ずる。

4 食糧の供給品目

地震災害対策編 358 ページのとおり。

5 食糧の調達

地震災害対策編 358 ページに準ずる。

6 食糧の配分及び炊き出しの実施

地震災害対策編 359 ページのとおり。

7 県、近隣市町村への応援要請

地震災害対策編 359 ページのとおり。

8 支援物資の受け入れ周知

地震災害対策編 360 ページのとおり。

第 29 節 生活必需品の確保

《計画の方針》

地震災害対策編 361 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	生活必需品の必要数の把握、公的備蓄による対応
風水害等による被害発生	避難所へ寝具・日用品・乳児用品等の供給、防災協定に基づく生活必需品の調達、近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	その他生活必需品の供給
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	防災対策班	
2 生活必需品の給与及び貸与の対象者		
3 生活必需品の範囲		
4 生活必需品の確保及び配分	総務広報班、防災対策班、市民班	ボランティア等
5 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	
6 支援物資の受け入れ 周知	総務広報班、企画情報班	報道機関

1 実施期間

地震災害対策編 361 ページのとおり。

2 生活必需品の給与及び貸与の対象者

地震災害対策編 362 ページのとおり。

3 生活必需品の範囲

地震災害対策編 362 ページのとおり。

4 生活必需品の確保及び配分

地震災害対策編 362 ページのとおり。

5 県、近隣市町村への応援要請

地震災害対策編 363 ページのとおり。

6 支援物資の受け入れ周知

地震災害対策編 363 ページのとおり。

第 30 節 優先給油計画

《計画の方針》

地震災害対策編 364 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	市域の燃料供給状況の把握
沈静化後 1 日以内	秋田県石油商業協同組合大館支部への石油製品等の供給要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 石油商業協同組合との協定に基づく優先供給の実施	防災対策班	
2 燃料油に係る情報の収集・提供	総務広報班、防災対策班	

1 石油商業協同組合との協定に基づく優先供給の実施

地震災害対策編 364 ページに準ずる。

2 燃料油に係る情報の収集・提供

地震災害対策編 364 ページに準ずる。

第 3 1 節 廃棄物の処理

《計画の方針》

地震災害対策編 366 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	水没便槽等のし尿収集の検討
災害や異常気象等が沈静化	収集体制・集積場所の検討、仮設トイレの設置開始
沈静化後 1 日以内	し尿収集開始
〃 3 日以内	生活ごみ（家庭ごみ）の収集開始
〃 1 週間以内	生活ごみ（粗大ごみ・資源化物）の収集開始、がれき類の収集開始、廃棄物施設の応急復旧

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 障害物の除去	土木班、都市計画班	各道路・河川管理者市建設業協会、県自動車整備振興会大館北秋田支部
2 ごみ処理	環境班	
3 し尿処理	環境班	
4 廃棄物処理施設の応急復旧	環境班	国、県
5 死亡獣畜処理	環境班、農林班	県

1 障害物の除去

地震災害対策編 366 ページに準ずる。

2 ごみ処理

地震災害対策編 370 ページに準ずる。

3 し尿処理

地震災害対策編 372 ページに準ずる。

4 廃棄物処理施設の応急復旧

地震災害対策編 373 ページに準ずる。

5 死亡獣畜処理

地震災害対策編 375 ページに準ずる。

第 3 2 節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬

《計画の方針》

地震災害対策編 377 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	行方不明者の捜索、ドライアイス・霊柩車・納棺用品等の確保、火葬場の被災状況の確認
〃 3 日以内	遺体安置所への搬送、身元確認、火葬

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 行方不明者及び遺体の捜索	防災対策班、市民班、消防部	自衛隊、警察、市民等
2 遺体の処理	市民班	警察、医師会、日本赤十字社等
3 遺体の収容・安置	総務広報班、市民班	県、警察等
4 遺体の埋火葬	総務広報班、市民班	県トラック協会等
5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬	防災対策班、市民班	県

1 行方不明者及び遺体の捜索

地震災害対策編 377 ページに準ずる。

2 遺体の処理

地震災害対策編 379 ページのとおり。

3 遺体の収容・安置

地震災害対策編 381 ページのとおり。

4 遺体の埋火葬

地震災害対策編 382 ページのとおり。

5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬

地震災害対策編 383 ページのとおり。

第 3 3 節 学校等における応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 385 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	在校児童・生徒の避難・安否確認、避難所開設・運営協力
風水害等による被害発生	保護者への安否情報の提供、被災状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	児童・生徒の帰宅または保護継続
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	学用品等の手配
〃 1 週間以内	学校再開の時期等の判断・準備

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害発生直後の体制	教育総務班、学校教育班、	警察
2 応急教育の実施	教育総務班、学校教育班	県教育委員会
3 教科書、学用品の調達及び支給	教育総務班、学校教育班	県教育委員会
4 学校給食対策	教育総務班、学校教育班	県教育委員会、保健所

1 災害発生直後の体制

地震災害対策編 385 ページに準ずる。

2 応急教育の実施

地震災害対策編 387 ページのとおり。

3 教科書、学用品の調達及び支給

地震災害対策編 389 ページのとおり。

4 学校給食対策

地震災害対策編 389 ページのとおり。

第34節 児童・生徒のこころのケア

《計画の方針》

地震災害対策編 391 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	児童生徒の心のケア
〃 1 週間以内	職員研修、児童・生徒・保護者への説明、 カウンセリングの実施
〃 1 カ月以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 カウンセラー派遣の要請	教育総務班、学校教育班、	県教育委員会等
2 カウンセリングの実施	教育総務班、学校教育班	県教育委員会等

1 カウンセラー派遣の要請

地震災害対策編 391 ページのとおり。

2 カウンセリングの実施

地震災害対策編 392 ページのとおり。

第 3 5 節 応急保育の実施

《計画の方針》

地震災害対策編 393 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	保育園の被害状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	児童のり災状況の把握
〃 3 日以内	保育計画の作成
〃 1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制の確立	子ども班	各保育園
2 応急保育の実施	子ども班	各保育園

1 実施体制の確立

地震災害対策編 393 ページのとおり。

2 応急保育の実施

地震災害対策編 394 ページのとおり。

第 3 6 節 災害救助法の適用

《計画の方針》

地震災害対策編 395 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	被害状況の把握、災害救助法の適用手続き、災害救助法による救助
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害救助法の適用基準		
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間		
3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等	防災対策班	県
4 災害救助法の適用手続き	防災対策班	県
5 救助の実施状況の記録及び報告	防災対策班	県

1 災害救助法の適用基準

地震災害対策編 395 ページのとおり。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

地震災害対策編 396 ページのとおり。

3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等

地震災害対策編 397 ページのとおり。

4 災害救助法の適用手続き

地震災害対策編 397 ページのとおり。

5 救助の実施状況の記録及び報告

地震災害対策編 398 ページのとおり。

◆地域の社会基盤を元に戻すために

第 3 7 節 宅地等の応急危険度判定

《計画の方針》

地震災害対策編 399 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
沈静後 1 日以内	被災宅地応急危険度判定活動の開始
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 判定士の派遣要請	都市計画班	県
2 応急危険度判定活動	都市計画班	

1 判定士の派遣要請

地震災害対策編 399 ページのとおり。

2 応急危険度判定活動

地震災害対策編 399 ページのとおり。

第 3 8 節 応急住宅対策

《計画の方針》

地震災害対策編 403 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	公営住宅の空き家提供、空き家情報の広報、民間賃貸住宅のあっせん・紹介
〃 1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
〃 20 日以内	仮設住宅の建設着工

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急仮設住宅の建設	都市計画班	建設業関係団体等
2 公的住宅等の提供	都市計画班	民間施設の管理者
3 被災住宅の応急修理	都市計画班	建設業関係団体等

1 応急仮設住宅の建設

地震災害対策編 403 ページに準ずる。

2 公的住宅等の提供

地震災害対策編 407 ページのとおり。

3 被災住宅の応急修理

地震災害対策編 407 ページのとおり。

第 3 9 節 公共施設等の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 410 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	自主防災組織との協力体制の確立、危険区域における施設の入所者、患者等の避難誘導及び避難状況確認と安否確認
風水害等による被害発生	施設等の被災状況の確認
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	医療施設等の応急復旧
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の施設	各班	
2 その他公共施設等	福祉班、子ども班、病院部	社会福祉施設等の管理者、医療施設の管理者

1 市の施設

地震災害対策編 410 ページのとおり。

2 その他公共施設等

地震災害対策編 411 ページに準ずる。

第40節 道路・橋梁等の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編413ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	危険箇所の巡視・点検
風水害等による被害発生	被災点検調査、道路啓開、交通規制、迂回路の選定、応急復旧、市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	
〃 1週間以内	
〃 1カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 被害の把握	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 応急復旧	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局、建設業関係団体等
3 広報活動	総務広報班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 被害の把握

地震災害対策編 413 ページのとおり。

2 応急復旧

地震災害対策編 414 ページのとおり。

3 広報活動

地震災害対策編 414 ページのとおり。

第 4 1 節 治山・砂防施設等の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 415 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	土砂災害危険箇所の警戒
風水害等による被害発生	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、応急復旧、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害の未然防止	農林班、土木班	北秋田地域振興局
2 被害の拡大及び二次災害の防止	農林班、土木班	北秋田地域振興局
3 応急復旧	農林班、土木班	北秋田地域振興局
4 避難対策及び市民への広報等	総務広報班、防災対策班	自主防災組織、市民

1 災害の未然防止

地震災害対策編 415 ページに準ずる。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

地震災害対策編 416 ページに準ずる。

3 応急復旧

地震災害対策編 416 ページのとおり。

4 避難対策及び市民への広報等

地震災害対策編 417 ページに準ずる。

第 4 2 節 河川管理施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 418 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	浸水区域の警戒
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、応急復旧、被災状況の広報
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 被害の把握	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 応急活動	土木班、消防部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局、建設業関係団体等
3 広報及び報告等	総務広報班、土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 被害の把握

(1) 実施の主体

地震災害対策編 418 ページのとおり。

(2) 被害の把握

堤防の破堤や亀裂や、湧き水の発生など、何らかの変状が発見された場合は、迅速に応急補強工事を実施する。

土木班は、地震発生後ただちに、所管河川管理施設の被害や異常について、周辺住民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような

項目を把握する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 堤防の表面または漏水、湧き水の状況2 堤防の破堤や亀裂の有無3 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況4 周辺における市民及び滞在者の数5 付近の降雨量6 その他二次災害予防または応急対策上参考となる事項 |
|---|

なお、これらの調査結果については、北秋田地域振興局建設部に報告する。

2 応急活動

地震災害対策編 419 ページのとおり。

3 広報及び報告等

地震災害対策編 420 ページのとおり。

第43節 上水道施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 421 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	代替措置
〃 3 日以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、復旧の見通しについての広報
〃 1 週間以内	主要配水管の応急復旧

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制	水道班	
2 応急措置	水道班	
3 応急復旧の実施	水道班	
4 応援要請	防災対策班、水道班	
5 市民への広報	総務広報班、水道班	

1 実施体制

地震災害対策編 421 ページのとおり。

2 応急措置

地震災害対策編 422 ページのとおり。

3 応急復旧の実施

地震災害対策編 422 ページのとおり。

4 応援要請

地震災害対策編 423 ページのとおり。

5 市民への広報

地震災害対策編 424 ページのとおり。

第44節 下水道施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 425 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	処理場等の緊急点検、被災状況の把握、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	応急措置、復旧の見通しについての広報
〃 1 週間以内	応急復旧作業の開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制	下水道班	
2 応急措置	下水道班	県
3 応急復旧の実施	下水道班	
4 応援要請	下水道班	
5 市民への広報	総務広報班、下水道班	

1 実施体制

地震災害対策編 425 ページのとおり。

2 応急措置

地震災害対策編 426 ページのとおり。

3 応急復旧の実施

地震災害対策編 426 ページに準ずる。

4 応援要請

地震災害対策編 427 ページに準ずる。

5 市民への広報

地震災害対策編 427 ページのとおり。

第 4 5 節 電力施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 428 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	被害状況の把握、被災状況の広報、復旧人員・資機材の調達、病院等重要施設の復旧
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについての広報
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制		東北電力(株)
2 応急措置		東北電力(株)
3 応急復旧の実施		東北電力(株)
4 市民への広報		東北電力(株)

1 実施体制

地震災害対策編 428 ページのとおり。

2 応急措置

地震災害対策編 429 ページのとおり。

3 応急復旧の実施

地震災害対策編 429 ページのとおり。

4 市民への広報

地震災害対策編 432 ページのとおり。

第 4 6 節 L P ガス施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 433 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、二次災害防止措置
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3 日以内	消費先の緊急点検完了

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 L P ガス	消防部	L P ガス施設

1 L P ガス

消防部は、L P ガス協議会等と協議を行い、人命に係る施設、対策の中核である市役所、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、被災状況、施設の復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

以下、地震災害対策編 433 ページのとおり。

第 4 7 節 電話施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 435 ページのとおり。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	災害時伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用、被災状況の確認、復旧人員・資機材の調達、重要通信の確保、被災状況の広報、応急復旧体制の確立
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについての広報
〃 3 日以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 一般加入電話（固定電話）		NTT 東日本、KDDI、ソフトバンク
2 携帯電話		NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク

1 一般加入電話（固定電話）

地震災害対策編 435 ページに準ずる。

2 携帯電話

地震災害対策編 437 ページに準ずる。

第48節 鉄道施設の応急対策

《計画の方針》

地震災害対策編 439 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	
風水害等による被害発生	運休措置、乗客の安全確保、乗客・市民への広報、被災状況の把握、応急復旧作業
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施の主体		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
2 応急措置等	消防部	東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
3 広報活動		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
4 応急復旧		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅

1 実施の主体

地震災害対策編 439 ページのとおり。

2 応急措置等

地震災害対策編 440 ページのとおり。

3 広報活動

地震災害対策編 440 ページのとおり。

4 応急復旧

地震災害対策編 440 ページのとおり。

第４９節 農産物等の応急対策

《計画の方針》

災害に際し、農産物関係の応急災害対策を実施し、速やかに農林業等の経営の安定を図る。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	技術指導
風水害等による被害発生	応急復旧作業
災害や異常気象等が沈静化	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急対策	農林班	北秋田地域振興局、農業団体
2 家畜対策	農林班	北秋田地域振興局、農業団体
3 水産物対策	農林班	北秋田地域振興局、農業団体
4 林産対策	農林班	東北森林管理局、北秋田地域振興局、農業団体

1 応急対策

農林班は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即した病虫害の緊急防除、肥培管理などの技術指導を行うとともに、苗、種子の確保・あっせんなどの措置を講ずる。

なお、苗、種子等の確保に困難が生じたときは、県にあっせんを要請する。

（１）水害対策

- ア 流入泥等を早期に排除するとともに早期排水し、ただちに清水を灌水する。
- イ 早期に病虫害防除を実施する。
- ウ 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。
- エ 中耕、培土及び追肥等により生育の回復を図る。

(2) 風害対策

- ア 早期立て直し、結束により穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。
- イ カスガイ等による枝裂け部の接着を実施する。
- ウ 接着不能枝の早期切り落としと障害部への薬剤塗布を実施する。
- エ 早期に洗浄、病虫害防除を実施する。
- オ 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

(3) 雪害対策

- ア 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで強制接着させる。
- イ 枝の折損程度に応じて早期に剪定を実施する。
- ウ 枝折れ、食害による傷害部に塗布剤を塗り、樹体を保護する。
- エ 破損した果樹は早急に補修、補強する。
- オ 麦雪腐れ病、桑胴枯れ病等の病虫害防除を徹底する。

(4) 霜害対策（果樹）

- ア 結実量確保のために人工受粉を励行する。
- イ 被害程度に応じた摘果を実施する。

(5) 冷害対策（水稲）

- ア 品種の適性配置により危険分散を図る。
- イ 土づくり対策及び施肥の適性化により稲体の健全化を図る。
- ウ 健苗育成により初期生育の促進を図る。
- エ 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。
- オ 計画的な水管理により適正水温を確保する。
- カ 病虫害防除を徹底する。

(6) ひょう害対策

- ア 傷害果実の適正摘果を実施する。
- イ 病虫害発生に防止のため、早期に薬剤散布を実施する。
- ウ 中耕、培土、追肥等により生育の回復を図る。

2 家畜対策

農林班は、農業、畜産関係諸団体の協力を得て被災地の家畜の飼育管理の指導、資料の確保、病患畜の調査、防疫指導及び汚染地域の消毒等の措置を取る。

なお、緊急を要する飼料の確保について、調達が困難なときは、県に対して放出またはあっせんを要請する。

(1) 水害対策

水害によって発生する炭疽、気腫症、流行性脳炎等に重点を置き、必要がある場合は県に対して予防注射の措置を依頼し、被害の防止に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を行う。

また、水害によって畜舎の緊急消毒を要請し、被災畜舎の消毒指導を行う。

3 水産物対策

水産養殖用の種苗及び飼料等の供給、補給の必要が生じた場合は、県に対して放出またはあつせんを要請する。

4 林産対策

農林班は、東北森林管理局等の協力を得て、森林所有者、種苗経営者等林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除等について技術指導を行う。

第50節 文化財の保全対策

《計画の方針》

地震災害対策編 449 ページに準ずる。

《各段階における活動の内容》

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のある場合	文化財の移動、入館者の安全避難
風水害等による被害発生	入館者の安全確保、被災状況の調査・報告、被害拡大防止措置
災害や異常気象等が沈静化	文化財の保全措置

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急措置	生涯学習班	国、県教育委員会、文化財の各管理者
2 保全措置	生涯学習班	国、県教育委員会、文化財の各管理者

1 応急措置

地震災害対策編 449 ページに準ずる。

2 保全措置

地震災害対策編 450 ページに準ずる。